

松江市一般廃棄物処理基本計画

平成24年3月

松 江 市

は じ め に

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、わたしたちに便利で快適な生活をもたらした反面、自然環境の破壊、地球温暖化問題、資源の枯渇など、切実な問題を生じさせています。

こうした状況を踏まえ、国では、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」を制定し、排出者責任の明確化と廃棄物処理に関する優先順位を明らかなとしてしています。また、循環型社会形成推進基本法の制定に前後し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や、各種リサイクル関連法の整備が進められ、循環型社会の形成は着実に進んでいます。

松江市は、平成17年3月の8市町村の合併、平成23年8月の2市町の合併を経て、人口20万を超える山陰最大の都市となり、圏域のリーダーを担うべく新たなスタートを切ったところです。

また、平成23年度より稼働を開始した新たなごみ処理施設「エコクリーン松江」では、ごみ処理時の熱回収による発電、処理残渣の有効利用などを行うことが可能となりました。これにより、従来のごみ処理施設よりも環境負荷の低減、資源の有効利用が大きく促進され、循環型社会形成を推し進めていく準備が整うこととなりました。

ごみ処理においては、市民、事業者、行政の協働による4R（リフューズ：必要のないものは断る、リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再循環）の取組を推進するとともに、リサイクルプラザなどの既存施設やエコクリーン松江により適正処理を行っていくものとしします。

この『松江市一般廃棄物処理基本計画』は、松江市における今後の廃棄物処理行政の方向性を示しています。より一層の循環型社会形成のため、また、効率的なごみ処理を行うため、本計画を基本として様々な施策展開を行っていくものとしします。市民、事業者のみなさま方も本計画に対するご理解とご協力をお願い致します。

平成24年3月
島根県松江市

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

第1節 松江市の概要	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の性格と役割	3
第5節 計画対象廃棄物	4

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実態と分析	5
1 ごみの排出形態と分別区分	5
2 ごみ処理の流れ	7
3 ごみ排出量及び性状	10
4 ごみ減量と再資源化の実績	13
5 ごみ処理システム	14
6 既定計画の達成状況	18
7 ごみ処理に関する課題	19
第2節 ごみ処理計画の目標等	20
1 基本方針	20
2 ごみ処理計画の目標	21
第3節 施策の体系	25
第4節 ごみの発生・排出抑制計画	26
1 基本方針	26
2 具体的施策	26
第5節 新分別区分による資源の有効利用計画	28
1 基本方針	28
2 具体的施策	28
第6節 ごみの適正処理計画（ごみ処理計画）	29
1 ごみ処理の主体	29
2 収集・運搬計画	30
3 中間処理計画	31
4 最終処分計画	32
5 その他の計画	34

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 松江市の水質保全に関する状況	35
第2節 生活排水処理の状況	36
1 生活排水処理の流れ	36
2 生活雑排水処理の状況	37
3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	38
4 生活排水処理に関する課題	39
第3節 生活排水処理計画	40
1 基本理念・目標	40
2 基本方針	40
3 生活排水処理の数値目標	41
第4節 生活排水の処理主体	42
第5節 生活排水の処理計画	43
1 生活排水処理人口の将来見込み	43
2 生活排水の処理計画	44
3 生活排水処理施設の整備	44
第6節 し尿・汚泥の処理計画	45
1 し尿及び汚泥の将来見込み量	45
2 排出抑制計画	46
3 再資源化計画	46
4 収集・運搬計画	46
5 中間処理・処分計画	46
6 その他の計画	46

巻末資料

第1章

計画策定の趣旨

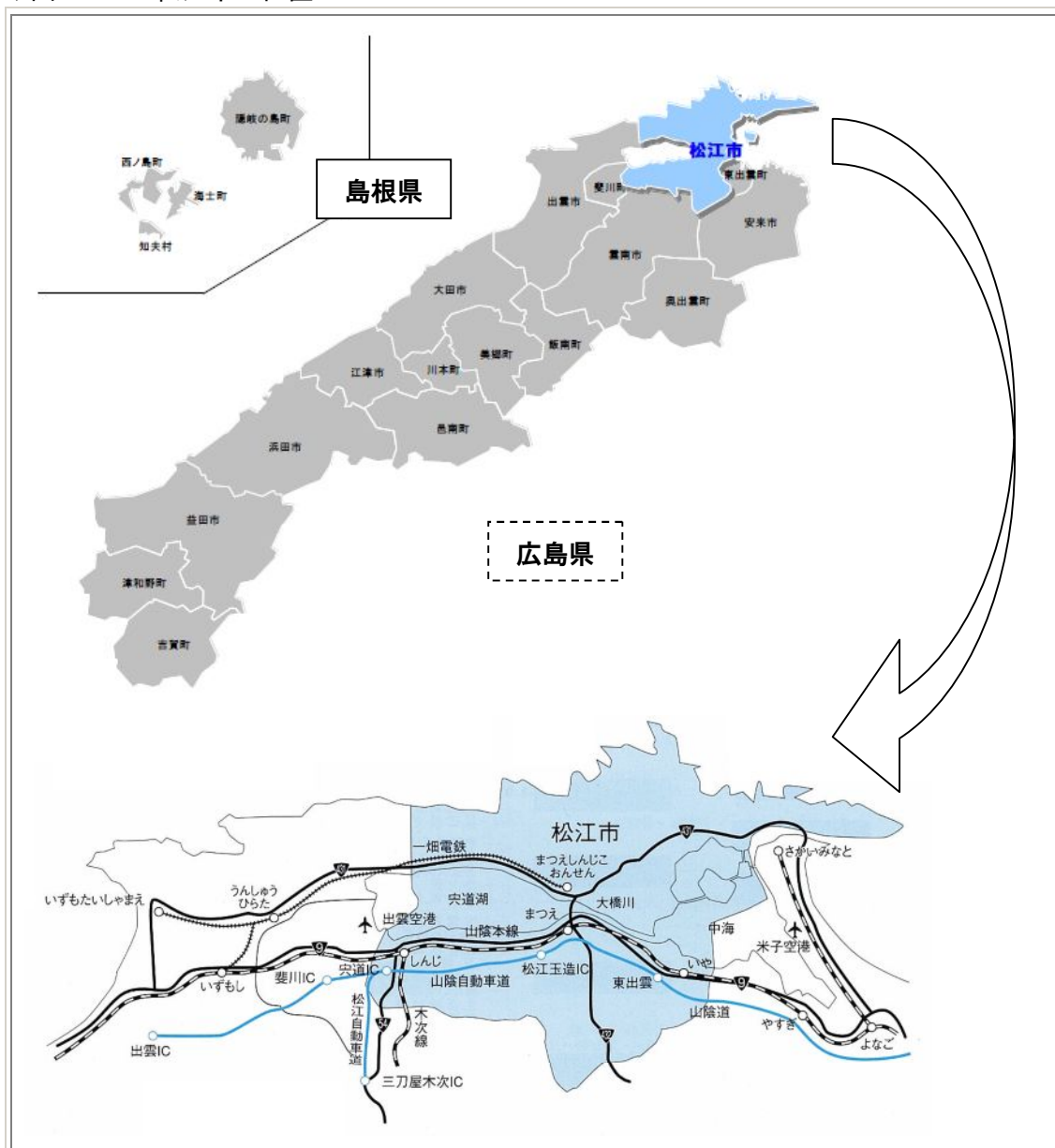
第1節 松江市の概要

松江市は（以下「本市」という。）、山陰地方のほぼ中央、島根県の北東部に位置し、広島市から約180km、大阪市から鉄道距離で約370kmのところにある。本市域は東西41km、南北31kmで、面積は573.00km²（平成23年8月1日現在）である。

本市域については、平成17年3月31日に八束郡7町村と合併したほか、平成23年8月1日に八束郡東出雲町と合併し、現在の松江市となっている。

本市は島根県の県庁所在地であり、平成7年には出雲・宍道湖・中海拠点都市地域に指定され、山陰の中核都市として発展してきた一方、北部に島根半島の山々、南部に中国山地へ至る山々を有し、また、大橋川を挟む市街地を小丘陵が囲むなど、水と緑の豊かな自然環境にも恵まれている。

◆図1-1-1 松江市の位置

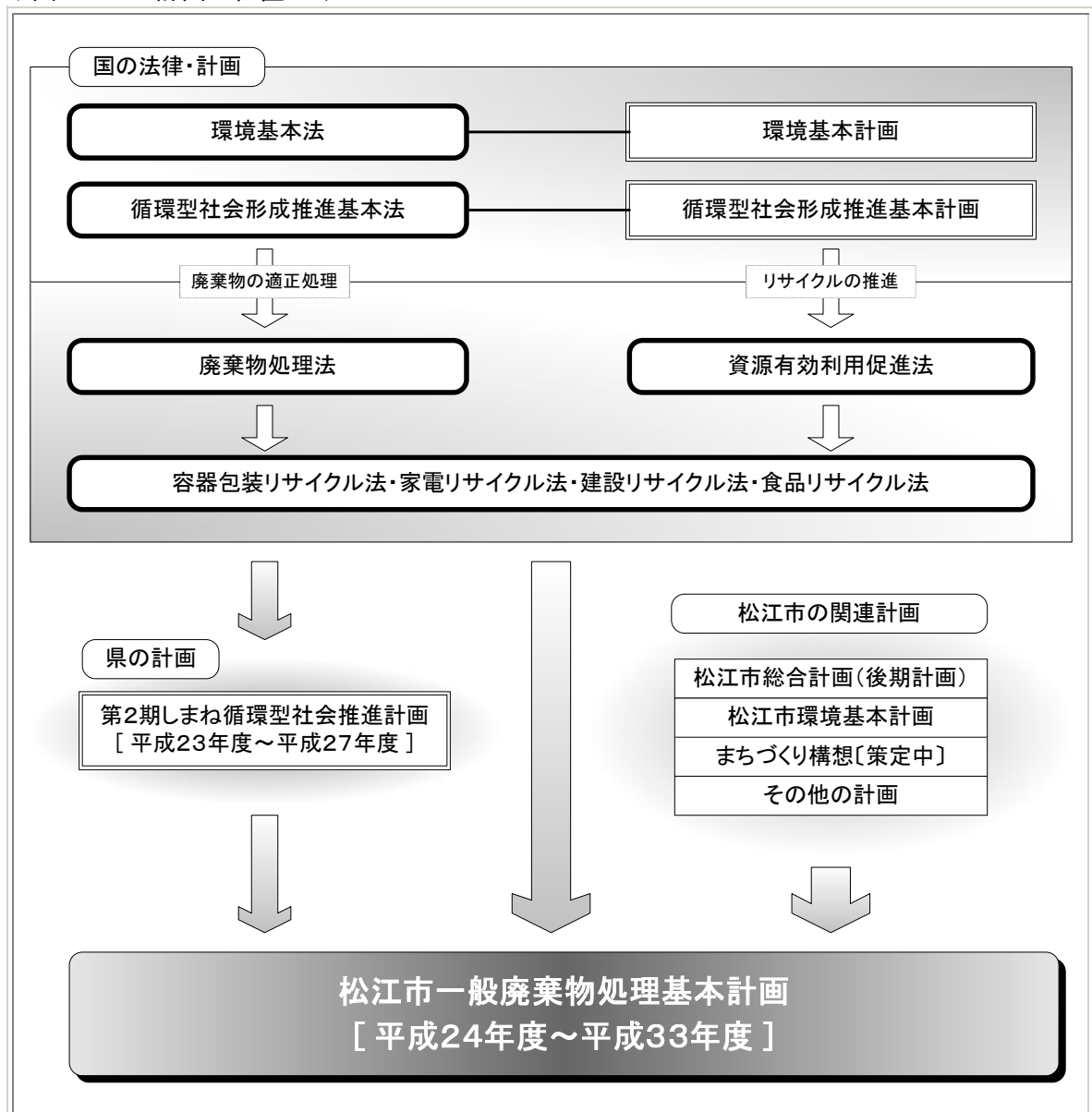


第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、環境省令で定める所定の事項を定めることとされている。

松江市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものであり、さらに、国の法律・計画ならびに島根県の『しまね循環型社会推進計画(H23.3)』(以下「しまね循環計画」という。)と整合したものである。

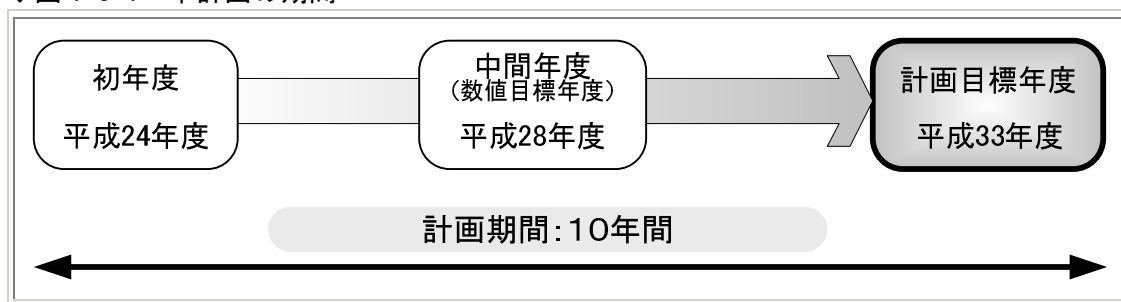
◆図 1-2-1 計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする10か年計画とする。また、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

◆図1-3-1 本計画の期間



第4節 計画の性格と役割

本計画は、本市が長期的、総合的視点に立って一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものである。

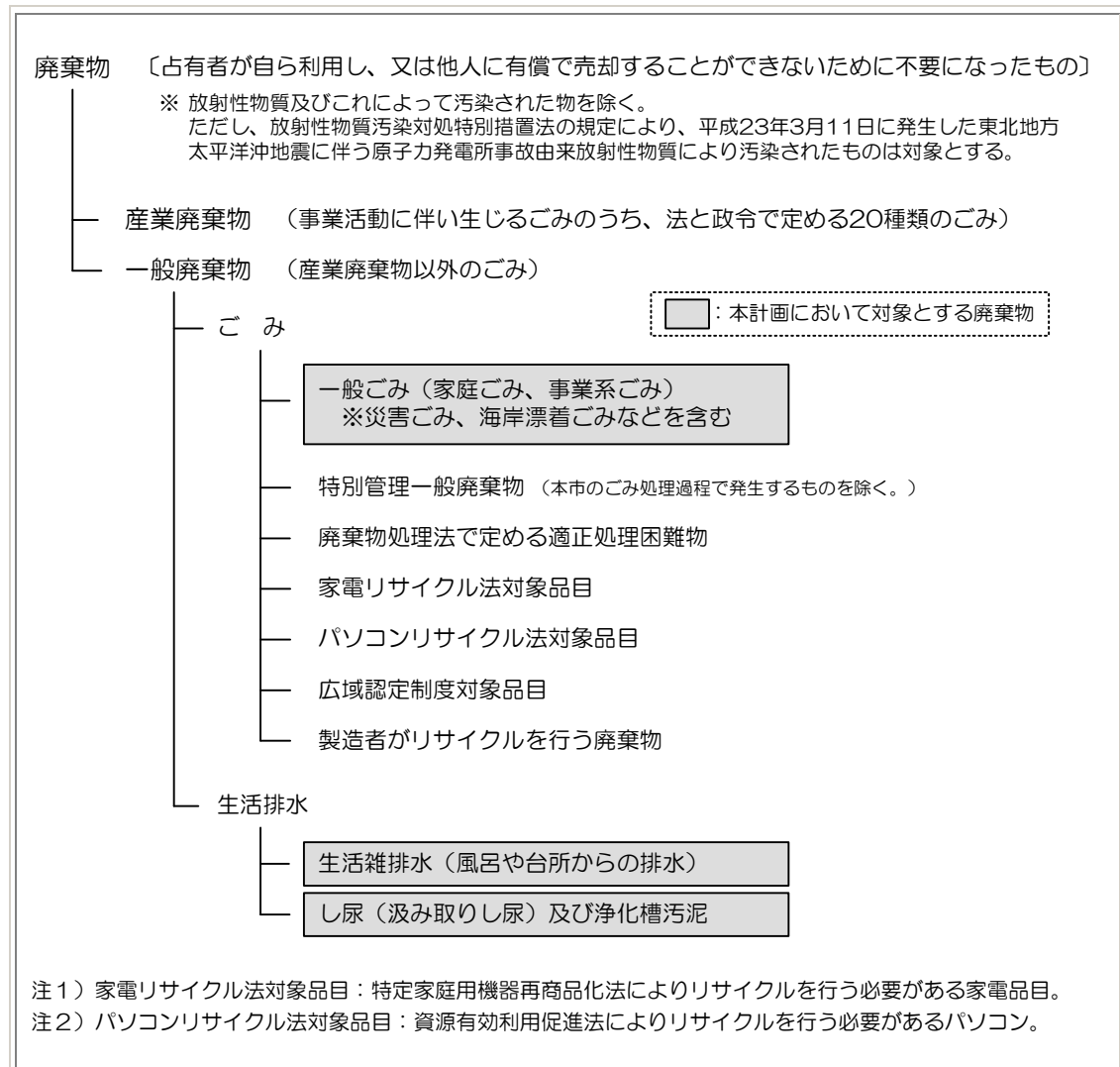
今後、本計画に基づき、市民・事業者・行政が各々の役割を果たし、循環型社会を形成していくものとする。

第5節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図 1-5-1 に示すとおり一般廃棄物とする。本計画では、ごみと生活排水に区分する。

なお、ごみのうち、他に定めのあるものは処理対象外とする。詳細は表 1-5-1 に示すとおりとする。

◆図 1-5-1 廃棄物の分類と計画対象廃棄物



第2章

ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実態と分析

1 ごみの排出形態と分別区分

1-1 ごみの分別区分

本市の家庭系、事業系別のごみ分別区分を表 2-1-1、2-1-2 に示す。

本市の家庭系ごみの分別区分は、大きく「資源ごみ」と「ごみ」の 2 種類に分けられる。「ごみ」は、もやせるごみ、金属ごみ、粗大ごみの 3 種類、「資源ごみ」は、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着、缶、びん、ペットボトルの 6 種類の合計 9 分別としている。また、古紙・古着類は新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、シュレッダー古紙及び古着の 6 種類の細区分を設けており、これらを含めると「資源ごみ」は 11 区分となる。

なお、本市は従来より 4 種 14 分別としていたが、新ごみ処理施設「エコクリーン松江」の供用開始に合わせ、平成 23 年度から現在の分別区分に変更したところである。

■■表 2-1-1 家庭系ごみの分別区分（平成 23 年度）

分別区分（種類）		ごみの具体例
ごみ	①もやせるごみ	生ごみ、紙おむつ（汚物は取り除く）、陶器製品、木製品、皮革製品、プラスチック製品（容器包装及びペットボトル以外）、ゴム製品、剪定枝、割れたガラス製品、蛍光灯、在宅医療廃棄物 など
	②金属ごみ	なべ・やかん、小型家電製品、かさ、時計、包丁・はさみ、スプレー缶・カセットボンベ、ライター、乾電池（充電式・ボタン電池除く） など
	③粗大ごみ	指定袋に入らないごみ（スキー、スノーボード、自転車、ピアノ、化粧台、食器棚 など）
資源ごみ	④プラスチック製容器包装	カップ・パック類、ボトル類、袋類、フィルム・ネット類、キャップ・ラベル類、トレイ類、錠剤の容器包装、緩衝材（発泡スチロール等） など （「♻」マークのあるもの）
	⑤紙製容器包装	紙箱類、紙缶・カップ類、台紙類、酒やジュースの箱、包装紙類、紙袋類、ふた類 など （「♻」マークのあるもの）
	⑥古紙・古着	新聞紙
		雑誌・チラシ類
		ダンボール
		紙パック
		シュレッダー古紙
		古着
	⑦缶	飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶 など
	⑧びん	飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム等、飲み薬のびん（割れたものを除く） など
	⑨ペットボトル	酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースのペットボトル （「♻」マークのあるもの）

事業系ごみの分別区分は、もやせるごみ、もやせないごみの 2 区分であるが、もやせるごみに含まれる古紙、もやせないごみに含まれる従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルの 4 種類については、分別して指定した場所に自己搬入した場合は資源ごみとして無料で受け取るものとしている。

■■表 2-1-2 事業系ごみの分別区分（平成 23 年度）

分別区分（種類）		ごみの具体例
ごみ	①もやせるごみ	紙類、木くず類、繊維くず（天然繊維 50%以上のもの）、動植物性残渣、動物の糞尿及び死体 など （業種により産業廃棄物に区分されるものは除く）
	②もやせないごみ	従業員の飲食に伴う金属類、プラスチック類、ガラス類（飲料缶、菓子缶、弁当容器、菓子袋、ペットボトル、飲料びん、薬のびん など）
資源 紙 ごみ	新聞紙	新聞紙
	③雑誌・チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレットペーパーの芯等も含む
	ダンボール	ダンボール
	紙パック	「  」マークのあるもの（内側が白いもの）
	オフィスミックス紙	OA 紙、伝票、封筒、シュレッダー古紙 など
	④缶	飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶 など
	⑤びん	飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム等、飲み薬のびん（割れたものを除く） など
	⑥ペットボトル	酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースのペットボトル（「  」マークのあるもの）

1-2 ごみの排出形態

本市のごみの排出形態を表 2-1-3 に示す。

本市管内から排出されるごみは、大きく市民が排出する家庭系ごみと事業者が排出する事業系ごみに分かれる。

また、家庭系ごみには、本市の収集・運搬委託業者が収集するものと、市民が自ら施設に搬入するものがある。一方で、事業系ごみには、本市の収集・運搬許可業者が収集して施設へ搬入するものと、事業者が自ら施設に搬入するものがある。

なお、本計画では、排出形態別にごみを区別する必要がある場合、市民が排出し収集・運搬委託業者が搬入するごみを「収集ごみ」、収集ごみ以外の排出者が直接搬入するごみを「自己搬入ごみ」として整理する。さらに家庭系・事業系別を区別する必要がある場合は、家庭系ごみのうち、委託業者が収集するごみを「家庭系収集ごみ」、自ら搬入するごみを「家庭系自己搬入ごみ」とし、事業系ごみのうち、許可業者が搬入するごみを「事業系収集許可ごみ」、事業者自らが搬入するごみを「事業系自己搬入ごみ」として整理する。

■■表 2-1-3 ごみの排出形態（平成 23 年度）

ごみ区分	排出者	収集・運搬	本計画での名称	
家庭系ごみ	市 民	収集・運搬委託業者	家庭系収集ごみ	収集ごみ
		市民自らの直接搬入	家庭系自己搬入ごみ	自己搬入ごみ
事業系ごみ	事業者	収集・運搬許可業者	事業系収集許可ごみ	
		事業者自らの直接搬入	事業系自己搬入ごみ	

2 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを家庭系、事業系別に図 2-1-1 に示す。

2-1 家庭系ごみの処理の流れ

本市の一般家庭から排出されるごみは、もやせるごみ及び可燃性の粗大ごみはエコクリーン松江で溶融処理を行い、金属ごみ及び不燃性の粗大ごみはエコステーション松江で破碎・選別処理を行っている。粗大ごみを自己搬入する場合はエコクリーン松江を持込場所としているが、粗大ごみについては穴道リサイクルセンター及び美保関不燃物処理場においても持込を受け付けている。また、資源ごみのうち、缶類、びん類及びペットボトルについては西持田リサイクルプラザ、プラ製容器包装、紙製容器包装及び古紙・古着は川向リサイクルプラザにて処理を行っている。

施設にて処理を行うことで残渣が発生するが、エコクリーン松江での処理残渣（飛灰）は西持田最終処分場、エコステーション松江での処理残渣（破碎残渣）は西持田不燃物処理場において埋立処分している。また、資源ごみ及びエコクリーン松江で発生するスラグ・メタル、エコステーション松江で回収された資源物（金属類）については資源化を行っている。

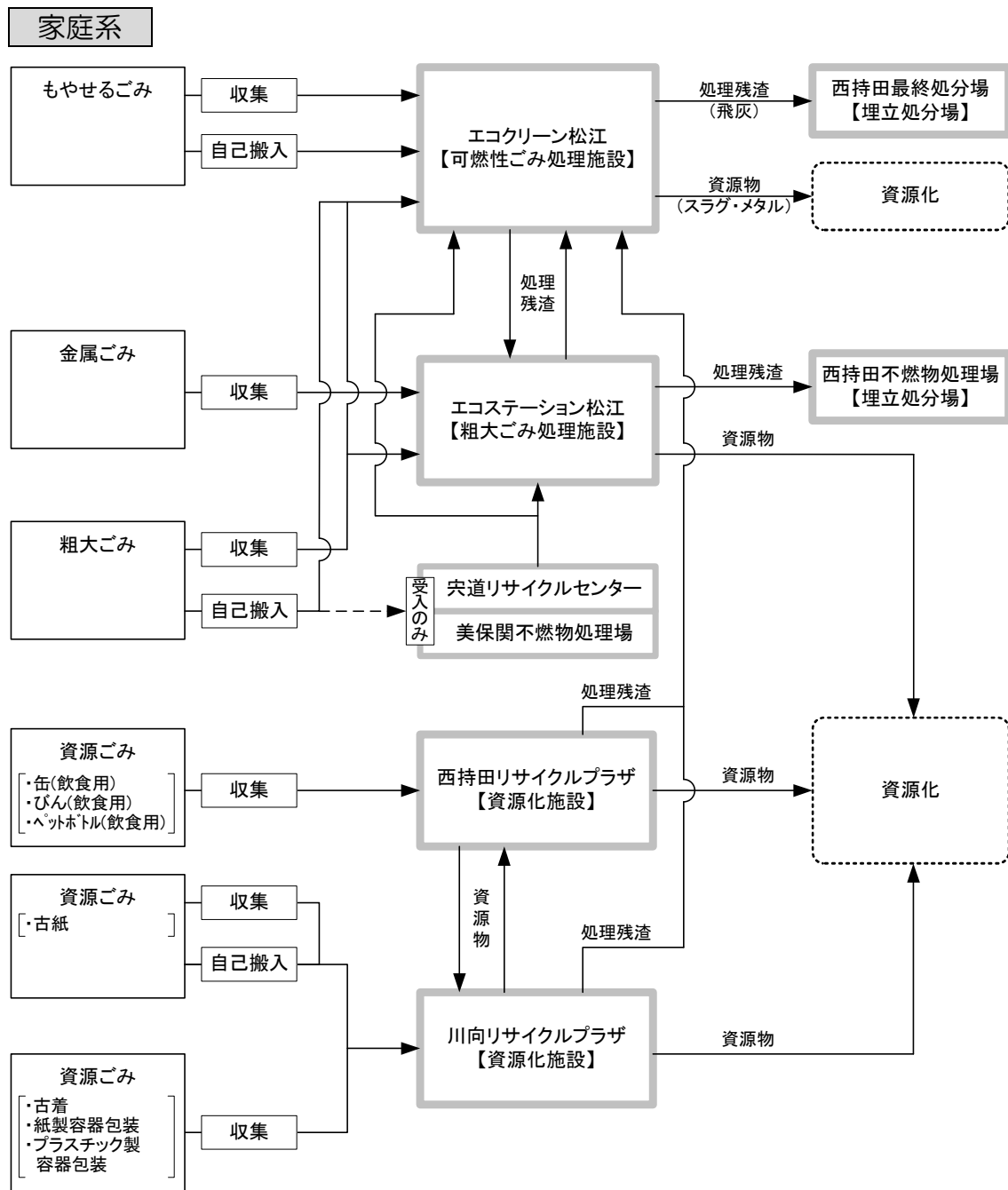
2-2 事業系ごみの処理の流れ

事業系の一般廃棄物については、もやせるごみはエコクリーン松江で溶融処理を行い、もやせないごみはエコステーション松江で破碎・選別処理を行っている。また、古紙は川向リサイクルプラザ、従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルは西持田リサイクルプラザにて処理を行っている。

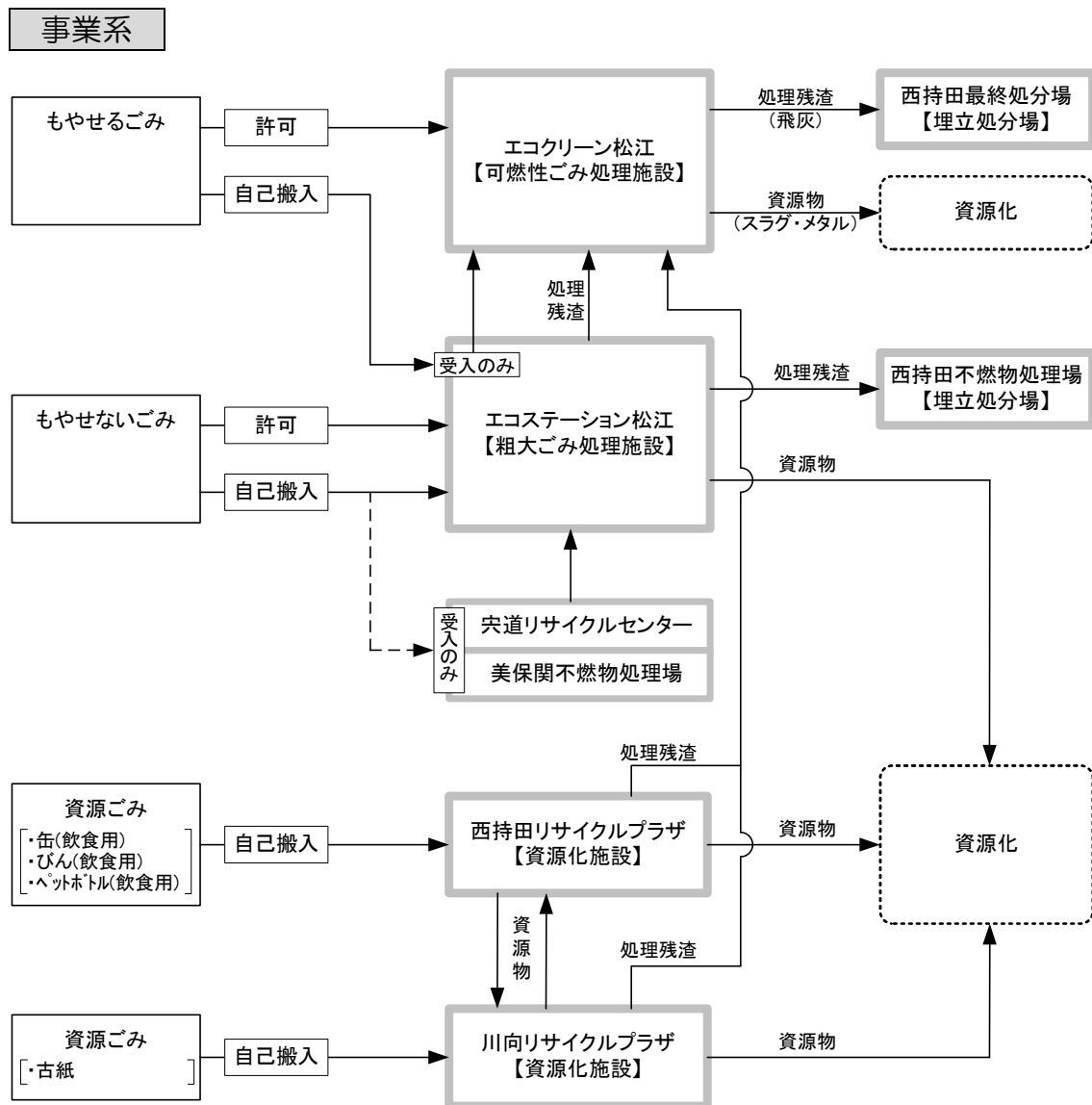
事業者自らがもやせるごみ及びもやせないごみを自己搬入する場合は、エコステーション松江にて受付を行っている。なお、もやせないごみは穴道リサイクルセンター及び美保関不燃物処理場においても自己搬入の受付を行っている。

施設の処理過程で発生する残渣の流れについては家庭系と同様である。

◆図 2-1-1 (1) ごみ処理の流れ（家庭系：平成 23 年度）



◆図 2-1-1 (2) ごみ処理の流れ（事業系：平成 23 年度）



3 ごみ排出量及び性状

3-1 年間ごみ排出量

本市管内における年間ごみ量を表 2-1-4、図 2-1-2 に示す。

本市施設での処理対象となるごみ排出量は、平成 22 年度において家庭系、事業系を合わせて 70,871 t/年であり、市民の集団回収量を含めたごみ総排出量は 71,162 t/年である。近年のごみ排出量は減少傾向であり、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて約 8,000 t 減少している。一方、事業者の独自ルートによる民間資源化処理量は増加傾向で、これも含めたごみ発生量は平成 21 年度を境に増加に転じ、平成 22 年度では 79,072 t/年となっている。

ごみ種類別のごみ排出量をみると、平成 22 年度において、可燃ごみは 46,646t/年、不燃ごみは 9,569t/年、資源ごみは 13,966t/年、粗大ごみは 690t/年である。いずれの種類のごみも近年は減少傾向となっている。

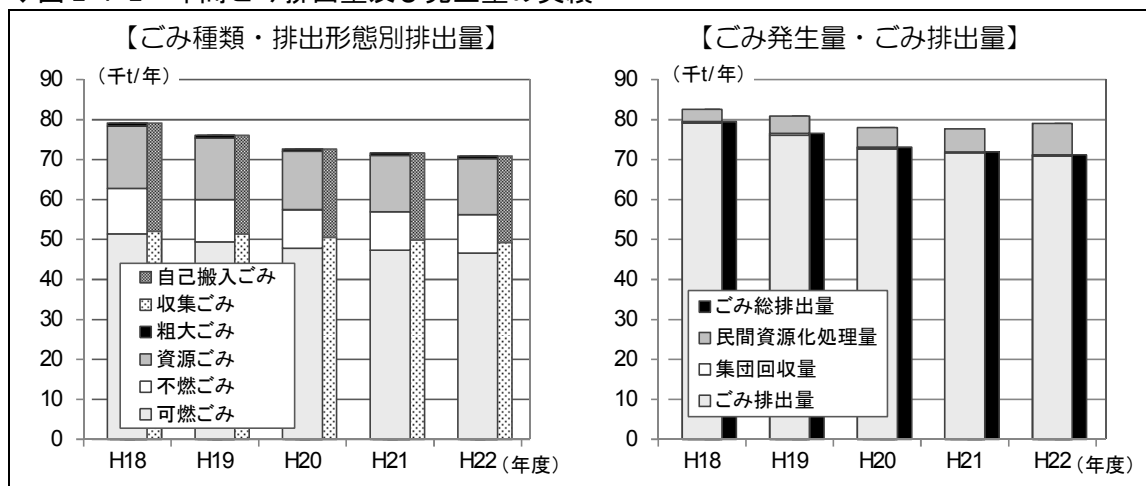
排出形態別には、平成 22 年度において、収集ごみが 49,293t/年、自己搬入ごみが 21,578t/年であり、約 70%が収集ごみ、約 30%が自己搬入ごみである。収集ごみ、自己搬入ごみはともに近年は減少傾向であるが、平成 18 年度のごみ排出量中の収集ごみの割合は約 65%であり、収集ごみの占める割合は 5%程度増加している。事業系ごみは独自ルートによるリサイクル処理へ移行しているため、本市施設での処理量は減少しているが、事業系ごみの全体排出量は増加傾向にあることがうかがえる。

■表 2-1-4 年間ごみ排出量の実績

		H18	H19	H20	H21	H22
ごみ 種類別	可燃ごみ (t)	51,421	49,398	47,821	47,309	46,646
	不燃ごみ (t)	11,379	10,605	9,605	9,597	9,569
	資源ごみ (t)	15,620	15,389	14,602	14,104	13,966
	粗大ごみ (t)	719	692	621	612	690
ごみ排出量 (t)		79,139	76,084	72,649	71,622	70,871
排出 形態別	収集ごみ (t)	52,060	51,367	50,497	49,922	49,293
	自己搬入ごみ (t)	27,079	24,717	22,152	21,700	21,578
ごみ排出量 (t)		79,139	76,084	72,649	71,622	70,871
集団回収 (t)		376	461	445	304	291
ごみ総排出量 (t)		79,515	76,545	73,094	71,926	71,162
民間資源化処理量 (t)		3,039	4,319	4,917	5,764	7,910
ごみ発生量 (t)		82,554	80,864	78,011	77,690	79,072

※端数処理のため多少の誤差を含む。

◆図 2-1-2 年間ごみ排出量及び発生量の実績

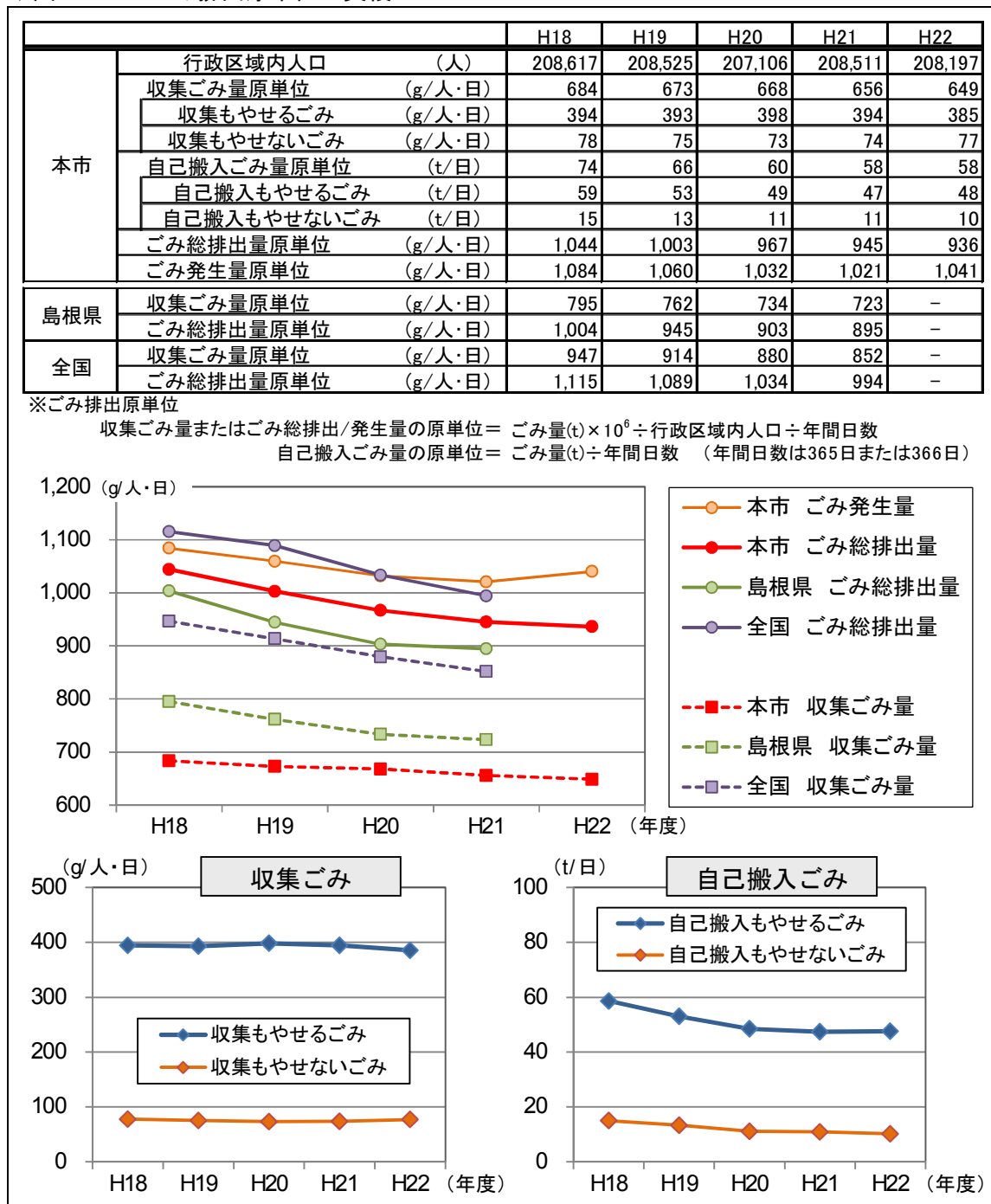


3-2 1人1日排出原単位の実績

近年の本市におけるごみ量の市民1人1日平均排出量（以下「排出原単位」という。）を図2-1-3に示す。本市のごみ総排出量原単位は減少傾向であるが、ごみ発生量原単位は平成21年度まで減少傾向にあったもののその後増加に転じており、平成21年度は1,021グラム、平成22年度は1,041グラムである。なお、平成21年度のごみ発生量原単位は全国平均より27グラム、島根県平均より126グラム高い水準となっている。

また、排出形態別にもやせるごみ、もやせないごみの排出原単位を見ると、収集もやせないごみ及び自己搬入もやせるごみが平成21年度から平成22年度にかけてわずかに増加しているが、近年の推移としてはいずれも微減傾向にある。

◆図2-1-3 ごみ排出原単位の実績



3-3 ごみの性状

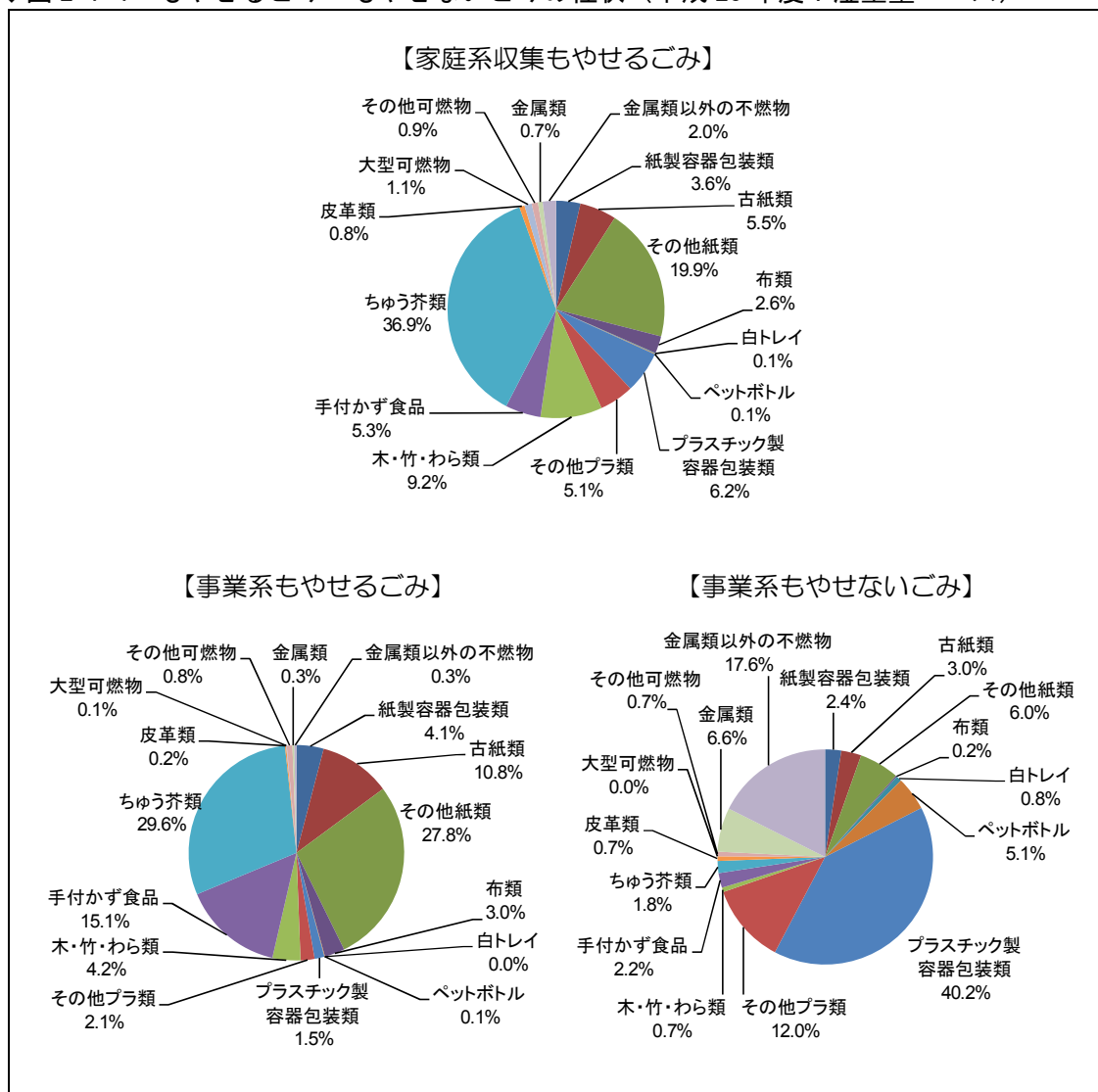
本市のもやせるごみ・もやせないごみの性状を家庭系収集ごみ、事業系ごみ別に図 2-1-4 に示す。

もやせるごみの性状は、家庭系収集ごみ、事業系ごみともにちゅう芥類（調理くすなどの生ごみ）が最も多く、次いでその他の紙類となっている。これらを合計すると、家庭系収集ごみでは 56.8%、事業系ごみでは 57.4% となり、この 2 種類がごみの半数以上を占めている。

事業系もやせないごみは、プラスチック製容器包装類が 40.2% と最も多くを占めており、次いで金属類以外の不燃物 17.6%、その他プラ類 12.0% となっている。

いずれのごみにも資源として排出できるものが含まれており、家庭系収集もやせるごみでは紙製容器包装類 3.6%、古紙類 5.5%、プラスチック製容器包装類 6.2% などが挙げられ、事業系もやせるごみでは古紙類 10.8% が挙げられる。また、事業系もやせないごみでは、ペットボトル 5.1% が挙げられるほか、もやせないごみとしては分別不適物である紙類 11.4%（紙製容器包装類 2.4%、古紙類 3.0%、その他紙類 6.0%）、ちゅう芥類 4.0%（手付かず食品 2.2%、その他のちゅう芥類 1.8%）も含まれている。

◆図 2-1-4 もやせるごみ・もやせないごみの性状（平成 23 年度：湿重量ベース）



4 ごみ減量とリサイクルの実績

平成 22 年度における本市のごみ減量及びリサイクルの実績を図 2-1-5 に示す。

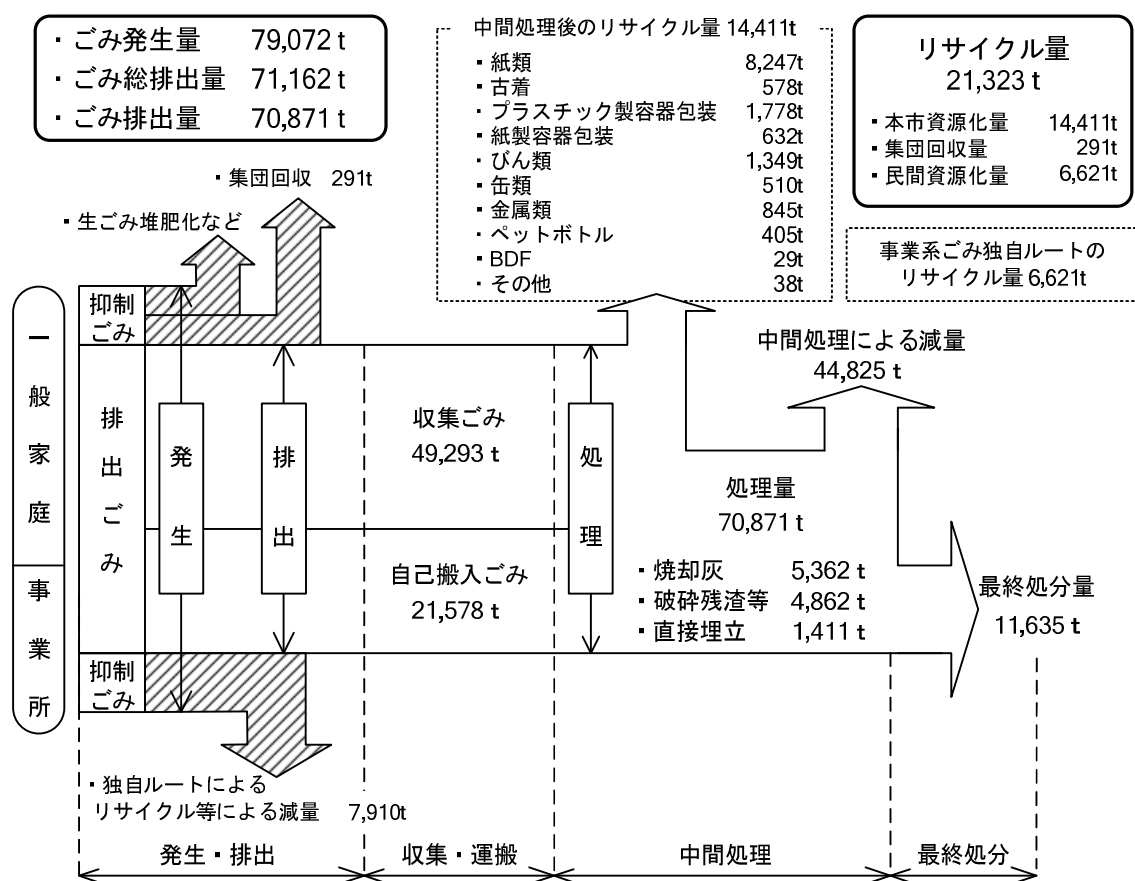
本市管内におけるごみ排出量は 70,871t/年、集団回収量を含めたごみ総排出量は 71,162t/年である。また、本市施設での中間処理後のリサイクル量は 14,411t/年、集団回収量を含めたリサイクル量は 14,702t/年である。焼却処理等の中間処理による減量化量は 44,825t/年であり、最終処分量は 11,635t となっている。

以上より、平成 22 年度の本市のリサイクル率は 20.7%、最終処分率は 16.4%となる。

本市の状況を平成 21 年度における島根県及び全国平均と比べると、リサイクル率は島根県平均を下回っており全国平均と同程度である。また、最終処分率は島根県平均及び全国平均よりも低水準にある。

なお、事業系独自ルートでの処理量及びリサイクル量を含めると、ごみ発生量は 79,072t/年、リサイクル量は 21,323t/年となり、リサイクル率は 27.0%となる。

◆図 2-1-5 本市のごみ減量・リサイクルとごみ処理・処分の流れ（平成 22 年度）



	リサイクル率	最終処分率
本 市 (H22)	27.0% 【20.7%】	16.4%
島根県平均 (H21)	22.3%	14.8%
全 国 平 均 (H21)	20.5%	11.7%

注 1) 中間処理による減量 = ごみ排出量 - 中間処理後再資源化量 - 最終処分量

注 2) リサイクル率(%) = リサイクル量 ÷ ごみ発生量 × 100

注 3) 最終処分率(%) = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

注 4) リサイクル率の【 】内の数値は、リサイクル量から事業系ごみ独自ルートによるリサイクル量を除き、ごみ発生量をごみ総排出量として計算したもの。

5 ごみ処理システム

5-1 収集・運搬体制

本市のごみ分別区分ごとの収集運搬及び排出方法等の概要を表 2-1-5、2-1-6 に示す。

家庭系は、缶、びん、ペットボトルについては常設リサイクルステーションへ排出し、粗大ごみについては事前の電話申し込みにより指定された場所での戸別収集、それ以外のごみについてはごみ集積所へ排出するものとしている。また、もやせるごみ、金属ごみ、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は指定袋制を導入している。

事業系は、収集・運搬許可業者が排出者による自己搬入としている。

収集体制については、全て委託である。また、引っ越し時などの一時多量ごみは、施設へ自己搬入するか、または許可業者により収集運搬するものとしている。

■■表 2-1-5 家庭系ごみの収集運搬・排出方法の概要（平成 23 年度）

区分（種類）			排出場所	排出方法	収集頻度	収集体制
もやせるごみ			ごみ集積所	指定袋	週2回	委託
金属ごみ			ごみ集積所	指定袋	月1回※	委託
粗大ごみ			指定場所	（そのまま）	年2回（電話で申込）	委託
資源ごみ	古紙・古着	新聞紙	ごみ集積所	ひもで十字に縛る	月2回※	委託
		雑誌・チラシ類	ごみ集積所	ひもで十字に縛る	月2回※	委託
		ダンボール	ごみ集積所	ひもで十字に縛る	月2回※	委託
		紙パック	ごみ集積所	ひもで十字に縛る	月2回※	委託
		シュレッダー古紙	ごみ集積所	透明な袋	月2回※	委託
		古着	ごみ集積所	透明な袋	月2回※	委託
	缶（飲食用）		リサイクルステーション	（そのまま）	随時	委託
	びん（飲食用）		リサイクルステーション	（そのまま）	随時	委託
	ペットボトル（飲食用）		リサイクルステーション	（そのまま）	随時	委託
	紙製容器包装		ごみ集積所	指定袋	月2回※	委託
	プラスチック製容器包装		ごみ集積所	指定袋	週1回	委託
	一時多量ごみ			指定場所	（そのまま）	随時

※旧松江市地区で 5 週目のある月は収集を 1 回追加。

■■表 2-1-6 事業系ごみの収集運搬・排出方法の概要（平成 23 年度）

区分（種類）			排出場所	排出方法	収集頻度	収集体制
もやせるごみ			指定場所	指定袋	随時	許可業者
もやせないごみ			指定場所	指定袋	随時	許可業者
資源（ごみ）	古紙	新聞紙	指定場所	ひもで十字に縛る	随時	自己搬入
		雑誌・チラシ類	指定場所	ひもで十字に縛る	随時	自己搬入
		ダンボール	指定場所	ひもで十字に縛る	随時	自己搬入
		紙パック	指定場所	ひもで十字に縛る	随時	自己搬入
		オフィスミックス古紙	指定場所	透明な袋	随時	自己搬入
	缶（飲食用）		指定場所	（そのまま）	随時	自己搬入
	びん（飲食用）		指定場所	（そのまま）	随時	自己搬入
	ペットボトル（飲食用）		指定場所	（そのまま）	随時	自己搬入
	一時多量ごみ		指定場所	（そのまま）	随時	自己搬入

5-2 ごみ処理手数料

本市管内から排出されるごみの処理手数料等を表 2-1-7 に示す。

家庭系ごみでは、もやせるごみ、金属ごみ、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を収集に出す場合、指定袋を購入することで手数料を支払うものとしている。また、施設へごみを自己搬入（直接搬入）する場合は、100kg につき 400 円の手数料を支払うものとしている。

一方、事業系ごみでは、本市の指定袋に入れ許可業者に収集運搬を委託するか自ら自己搬入としている。また、ごみを自己搬入する場合は 100kg につき 1,500 円の手数料を支払うものとしている。なお、古紙類及び従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルを分別して本市が指定した施設へ自己搬入する場合は無料としている。

■■表 2-1-7 処理手数料等（平成 23 年度）

排出者		収集運搬	処理手数料等		
市 民	収 集		大きさ	もやせるごみ	金属ごみ・紙製容器包装 ・プラスチック製容器包装
		指 定 袋	大（45リットル）	40円/枚	19円/枚
			中（30リットル）	30円/枚	16円/枚
			小（20リットル）	20円/枚	14円/枚
			極小（10リットル）	10円/枚	—
	自己搬入	400円/100kg			
事 業 者	許可業者	もやせるごみ		もやせないごみ	
		1,500円/100kg		1,500円/100kg	
	自己搬入	※1 古紙類及び缶・びん・ペットボトル（従業員の飲食に伴うもの）は無料 ※2 指定袋の大きさは、45リットル、30リットルの2種類			

5-3 中間処理体制

本市が管理する中間処理施設の概要を表 2-1-8 に示す。

可燃ごみ処理施設は、平成 23 年 4 月に供用開始した新ごみ処理施設「エコクリーン松江」である。エコクリーン松江は、シャフト式ガス化溶融方式を採用しており、高温でごみを溶融処理する施設である。平成 22 年度まで処理を行っていた北工場及び南工場は、廃止している。

金属ごみや不燃性の粗大ごみはエコステーション松江で処理しており、平成 16 年度及び平成 23 年度の合併前の旧市町村の不燃系ごみの施設は全て休止している。

また、再資源化のため、選別、圧縮等の処理を行っている施設は、西持田リサイクルプラザ及び川向リサイクルプラザの 2 施設である。

■■表 2-1-8 中間処理施設の概要（平成 23 年度）

種類	施設名	処理能力	供用開始	現状
可燃ごみ処理施設	エコクリーン松江	255t/日	平成 23 年 4 月	稼働中
	北工場	200t/日	昭和 59 年 9 月	(廃止)
	南工場	112.5t/日	昭和 51 年 3 月	(廃止)
粗大ごみ処理施設	エコステーション松江	59t/日	平成 14 年 3 月	稼働中
リサイクルプラザ	西持田リサイクルプラザ	16t/日	平成 10 年 9 月	稼働中
	川向リサイクルプラザ	64t/日	平成 14 年 10 月	稼働中
不燃物処理施設	資源ごみ選別施設(鹿島町)	4t/日	昭和 47 年	(休止)
	美保関不燃物処理場(美保関町)	5t/日	平成 7 年	(休止)
	農産廃棄物処理場(八雲村)	2.4t/日	昭和 56 年	(休止)
	玉湯不燃物処理場(玉湯町)	5t/日	昭和 54 年	(休止)
	宍道不燃物処理場(宍道町)	1.4t/日	平成 15 年	(休止)
	八束不燃物処理場(八束町)	5t/日	昭和 61 年	(休止)
	姫津クリーンセンター(東出雲町)	11t/日	平成 10 年	(休止)

5-4 最終処分体制

本市が管理する最終処分場の概要を表 2-1-9 に示す。

現在稼働中の最終処分場は、西持田最終処分場及び西持田不燃物処理場の 2 施設である。西持田最終処分場では、エコクリーン松江から排出される処理残渣の埋立を行っており、西持田不燃物処理場では、エコステーション松江から排出される金属ごみや不燃性粗大ごみの破碎残渣等の埋立を行っている。

その他の施設については、平成 16 年度及び平成 23 年度の合併前の旧市町村から引き継いだ施設であり、全ての施設で埋立処分は休止または埋立完了している。

■■表 2-1-9 埋立処分施設の概要（平成 23 年度）

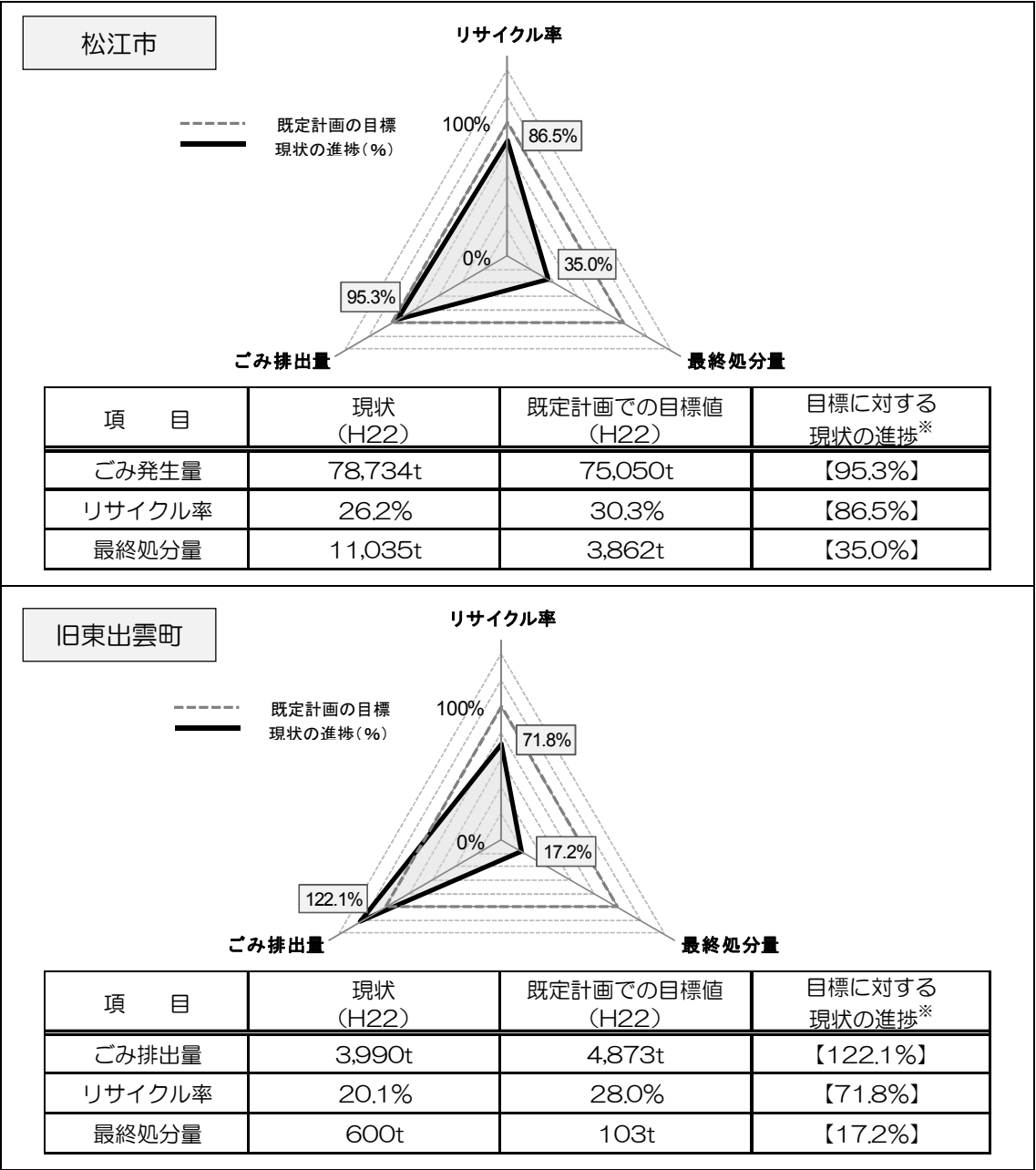
施設名	処理能力	残余容量 (H22 末現在)	施設概要	現状
西持田最終処分場	156,641m ³	33,215m ³	可燃ごみ処理残渣	稼働中
西持田不燃物処理場	545,000m ³	80,544m ³	不燃物等の破碎残渣	稼働中
一般廃棄物最終処分場(鹿島町)	235,000m ³	0m ³	不燃物	(完了)
一般廃棄物最終処分場(島根町)	16,000m ³	9,380m ³	不燃物	(休止)
美保関不燃物処理場(美保関町)	16,900m ³	16,800m ³	不燃物等の破碎残渣	(休止)
玉湯不燃物処理場(玉湯町)	30,000m ³	0m ³	不燃物等の破碎残渣	(休止)
宍道不燃物処理場(宍道町)	5,987m ³	5,760m ³	不燃物等の破碎残渣	(休止)
旧宍道斐川組合最終処分場	9,330m ³	0m ³	焼却灰(専用)	(完了)
八雲農産廃棄物処理場(旧八雲村)	1,800m ³	0m ³	不燃物	(完了)
八束不燃物処理場(旧八束町)	11,581m ³	37m ³	不燃物等の破碎残渣	(休止)
姫津埋立処分場(旧東出雲町)	27,000m ³	9,662m ³	不燃物等の破碎残渣	(休止)

6 既定計画の達成状況

平成 23 年度合併以前の松江市及び東出雲町においては、それぞれ平成 18 年度に本計画の前計画となる一般廃棄物処理基本計画を策定している（以下「既定計画」及び「旧東出雲町既定計画」という。）。既定計画及び旧東出雲町既定計画においては、ともに平成 22 年度を数値目標年度とし、ごみ発生量、再生利用率、最終処分量に達成すべき目標が掲げられている。これらの数値目標と平成 22 年度の実績との比較を図 2-1-6 に示す。

平成 22 年度の実績では、旧東出雲町でのごみ発生量についてのみ目標を達成できているが、再生利用率、最終処分量及び松江市のごみ発生量については目標達成には至っていない状況である。

◆図 2-1-6 既定計画の達成状況



※目標値を100とした場合の現状の進捗率。
 ごみ排出量、最終処分量：1÷（現状÷目標値）
 リサイクル率：現状÷目標値

7 ごみ処理に関する課題

7-1 ごみ排出に関する事項

本市におけるごみ発生量の排出原単位は、これまで実施した施策によって市民のごみ排出抑制意識が高まり、ごみの減量化が進んできたことにより減少傾向であった。しかし、主に事業系ごみの増加により、平成 21 年度以降は増加に転じている。

また、既定計画の排出抑制目標は達成できていない状況にあり、今後も継続してごみ排出抑制に取り組んでいくことが必要である。

7-2 資源化に関する事項

ごみの性状調査結果によると、もやせるごみの中には容器包装や古紙類等が一定割合排出されている。その中には、汚れがひどくリサイクルできないものや、複合素材であるため分離が難しいことにより排出されているものもあるが、汚れを取り除くことなどにより資源として排出可能なものも含まれている。よって、市民や事業者のリサイクルへの協力により、分別によるリサイクル量の拡大を推進していく必要がある。

また、本市では、平成 23 年度より新たなごみ処理施設エコクリーン松江で処理を開始したことにより、回収した熱を利用したサーマルリサイクルや従来は埋立処分していた処理残渣を有効利用することが可能となった。よって、エコクリーン松江の適切な維持管理を行うことで施設の安定稼働を継続し、市民や事業者の分別によるリサイクルと施設によるリサイクルの両立を図っていくことが必要である。

7-3 最終処分に関する事項

最終処分場は、容量に限りのある施設であることから、埋立物をゼロにすることを目標としたリサイクルシステムの構築を図っていくことが必要である。

また、現在休止中の既存施設について、処理の効率性や地域の環境保全を考慮したうえで、今後のあり方を検討していくことが必要である。

7-4 その他の事項

不法投棄により、美観を損ねたり、危険・有害な投棄物によって健康被害が発生したりするなどの可能性があり、重点的な不法投棄対策が必要である。

第2節 ごみ処理計画の目標等

1 基本方針

本市は『世界に誇る環境主都まつえ～リサイクル都市日本一～』をスローガンとして掲げ、様々な施策によってごみ問題及び循環型社会の形成に取り組んできたところであり、平成 23 年度のエコクリーン松江の供用開始により、循環型社会の形成が大きく前進したところである。

一方で、平成 18 年度に策定した既定計画において掲げた数値目標のうち、リサイクル及び最終処分の目標については達成に至っていない状況でもある。

こうしたことから、今後も継続して循環型社会の形成に向けた取り組みを行っていくことが必要となるが、これまで実施してきた施策は、ごみの減量化、市民活動の活発化など様々な目に見える成果として現れてきている。

そのため、本計画で掲げるごみ処理の基本方針は、既定計画の方針を継承するものとし、①4R（よんあーる）の推進、②適正処理の推進とする。また、これによりめざすべき姿を『みんなの意識が高い循環型のきれいなまち』とする。

◆図 2-2-1 ごみ処理計画の基本理念と基本方針

めざすべき姿

『みんなの意識が高い循環型のきれいなまち』

基本理念

①4R（よんあーる）の推進

- ・ 市民の日常生活や事業活動において、必要のないものは断る（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再循環（リサイクル）を基本とする。
- ・ 4R は市民・事業者・行政が協働して取り組み、更なる循環型社会の形成をめざす。

②適正処理の推進

- ・ ごみとして排出されたものは、適正な処理をすることで有効利用を進め、埋立物を最小化する。
- ・ もって、地域の環境保全に寄与する。

2 ごみ処理計画の目標

ごみ処理計画における処理に関する目標値として、発生・排出抑制目標、再資源化目標、最終処分目標を設定する。

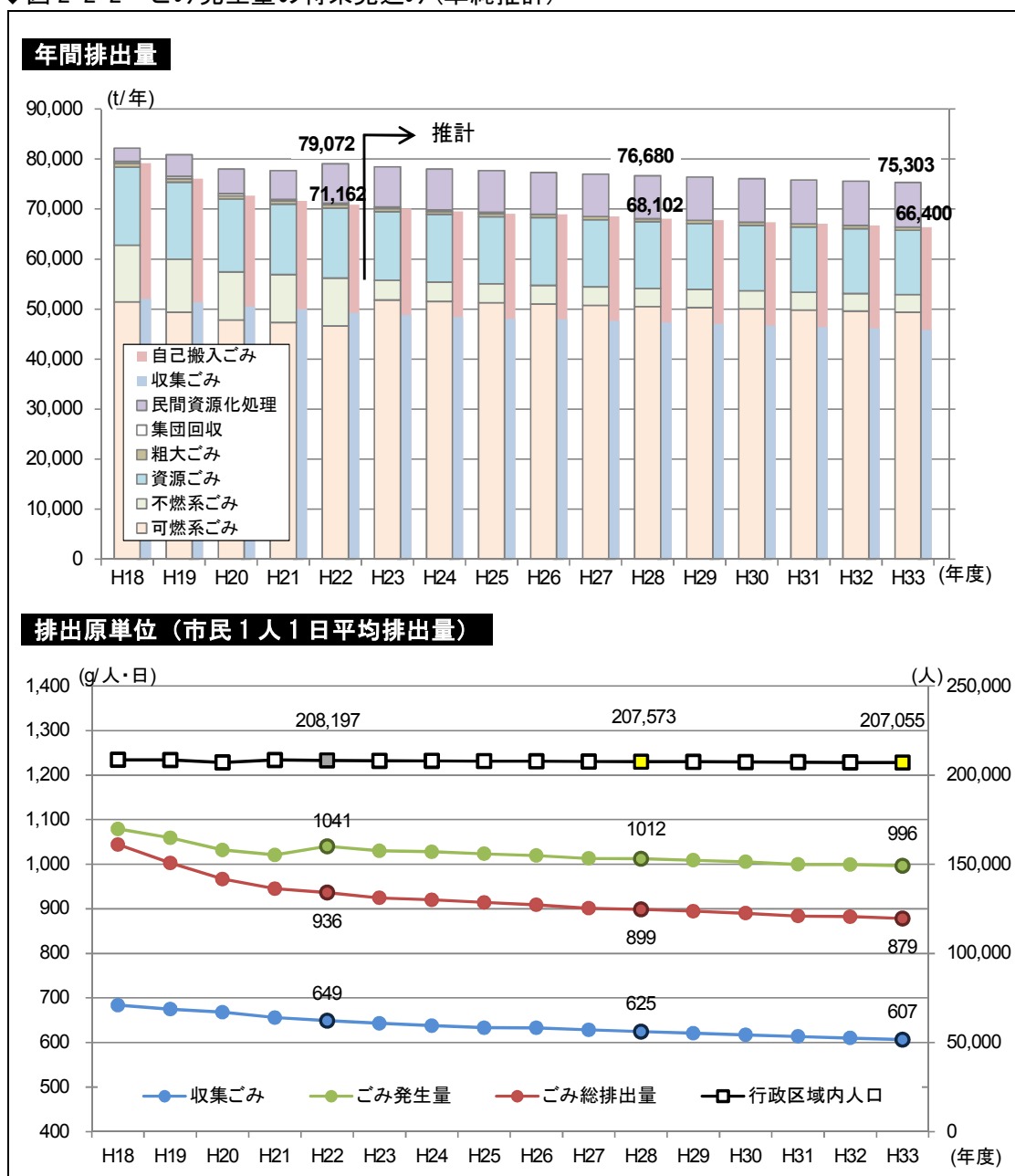
2-1 処理に関する目標値

(2) ごみ排出量の将来見込み（単純推計）

本市において、現状のごみの排出傾向が継続して推移した場合のごみの将来見込み量（単純推計値）を図 2-2-2 に示す。

単純推計値では、本市の将来のごみ量は、平成 28 年度においてごみ発生量は 76,680t/年、民間資源化処理量等を除くごみ総排出量は 68,102t/年となる見込みである。

◆図 2-2-2 ごみ発生量の将来見込み(単純推計)



2-2 数値目標

(1) 発生・排出抑制目標

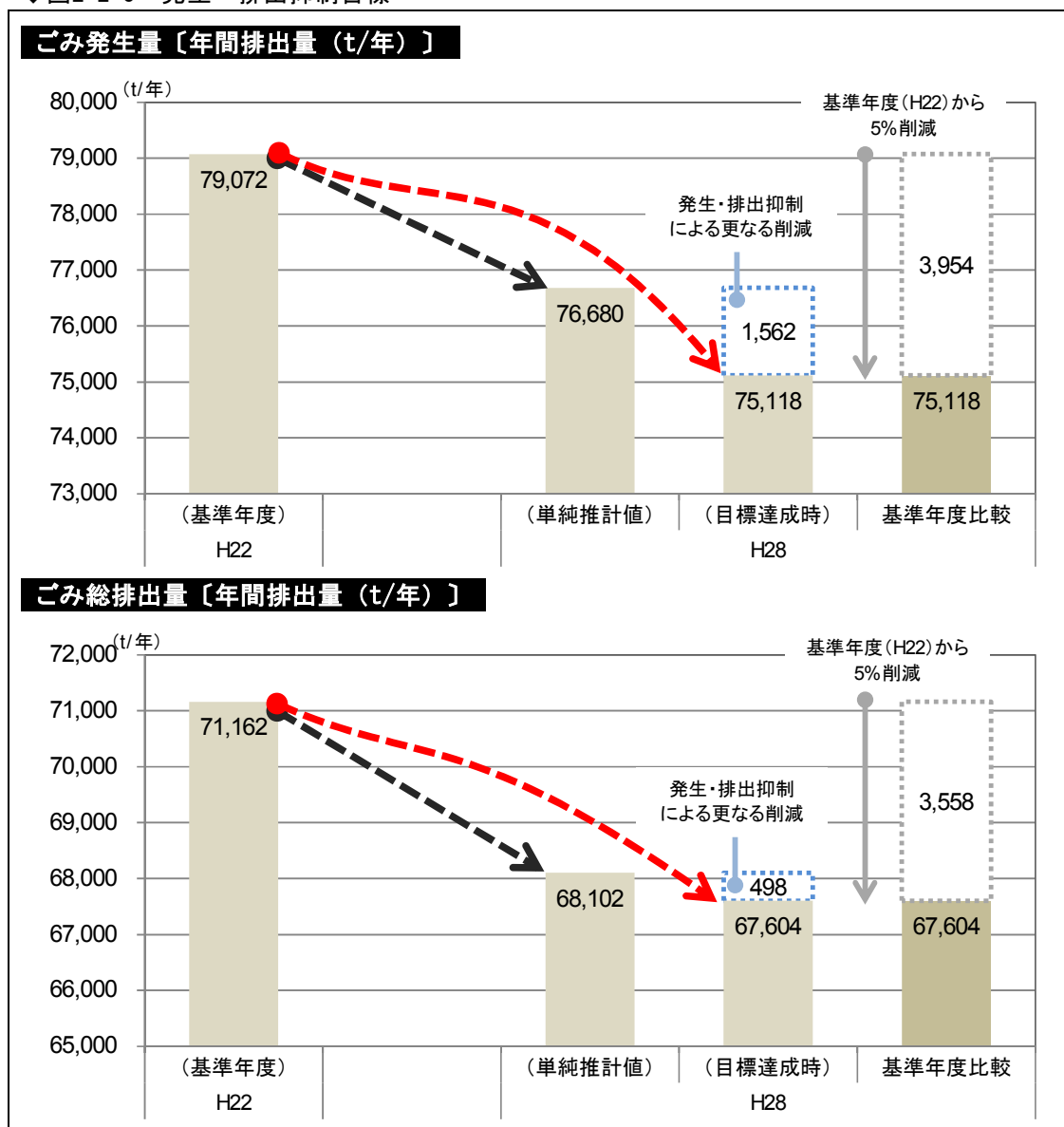
島根県では「第2期しまね循環型社会推進計画（以下「しまね循環計画」という。）」において、目標年度を平成27年度とし、ごみ排出量を基準年度（平成20年度）から5%削減することを目標として掲げている。

本計画においては、しまね循環計画に準じてごみの発生・排出抑制目標を設定するものとし、平成28年度を目標年度として、ごみ発生量及びごみ総排出量を基準年度（平成22年度）から5%削減することとする。

この目標を達成した場合のごみ発生量、ごみ総排出量及びそれぞれの発生・排出抑制量は図2-2-3に示すとおりであり、ごみ発生量は75,118t/年、ごみ総排出量は67,604t/年を目指すものとする。

なお、目標達成後の排出原単位は、平成28年度においてごみ発生量992g/人・日、民間資源化処理量等を除くごみ総排出量892g/人・日となる。

◆図2-2-3 発生・排出抑制目標

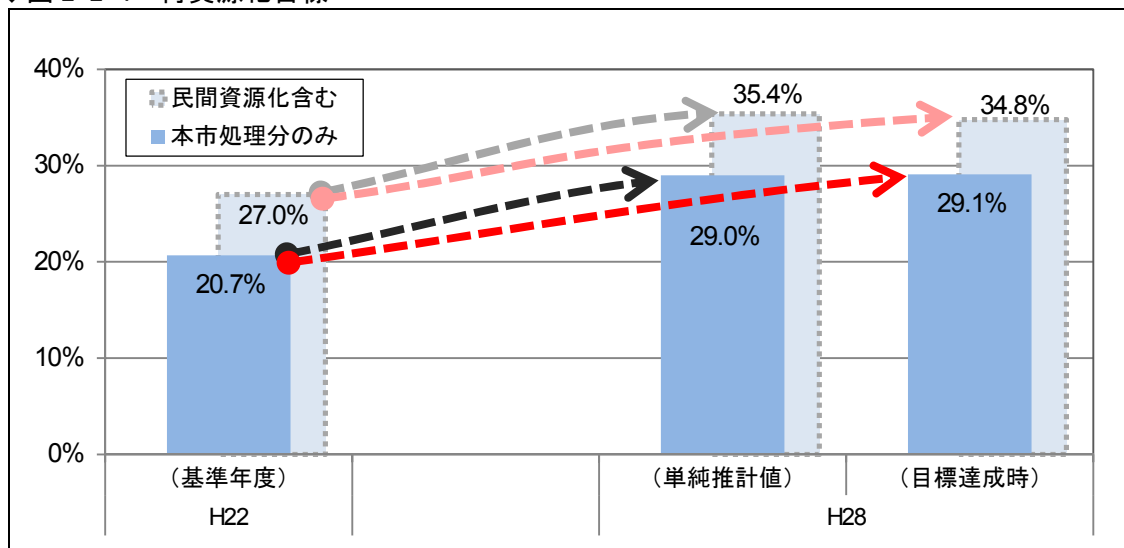


(2) 再資源化目標

再資源化目標は、数値目標年度である平成28年度において、本市の処理対象となるごみのリサイクル率を29%以上、民間資源化処理量も含めたりサイクル率を34%以上とする。

また、分別の更なる徹底などにより、より一層の再資源化をめざしていくものとする。

◆図 2-2-4 再資源化目標

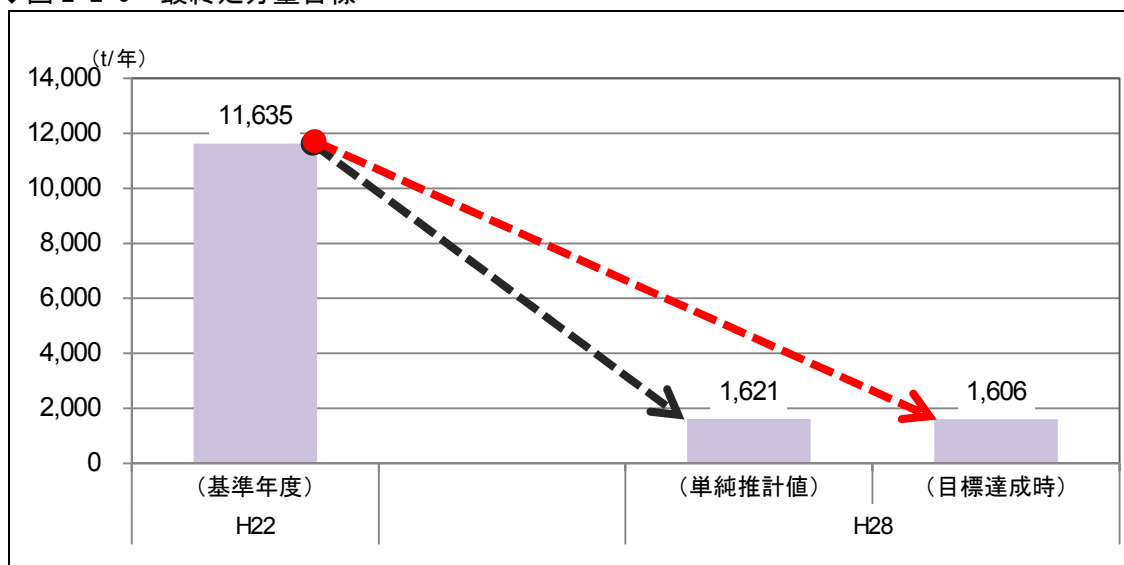


(3) 最終処分量目標

最終処分量目標は、数値目標年度である平成28年度において1,606t/年とする。平成22年度を基準年度とした場合の埋立量の削減率は約86%である。

また、更なるごみの発生・排出抑制などによって、より一層の埋立物の最小化をめざしていくものとする。

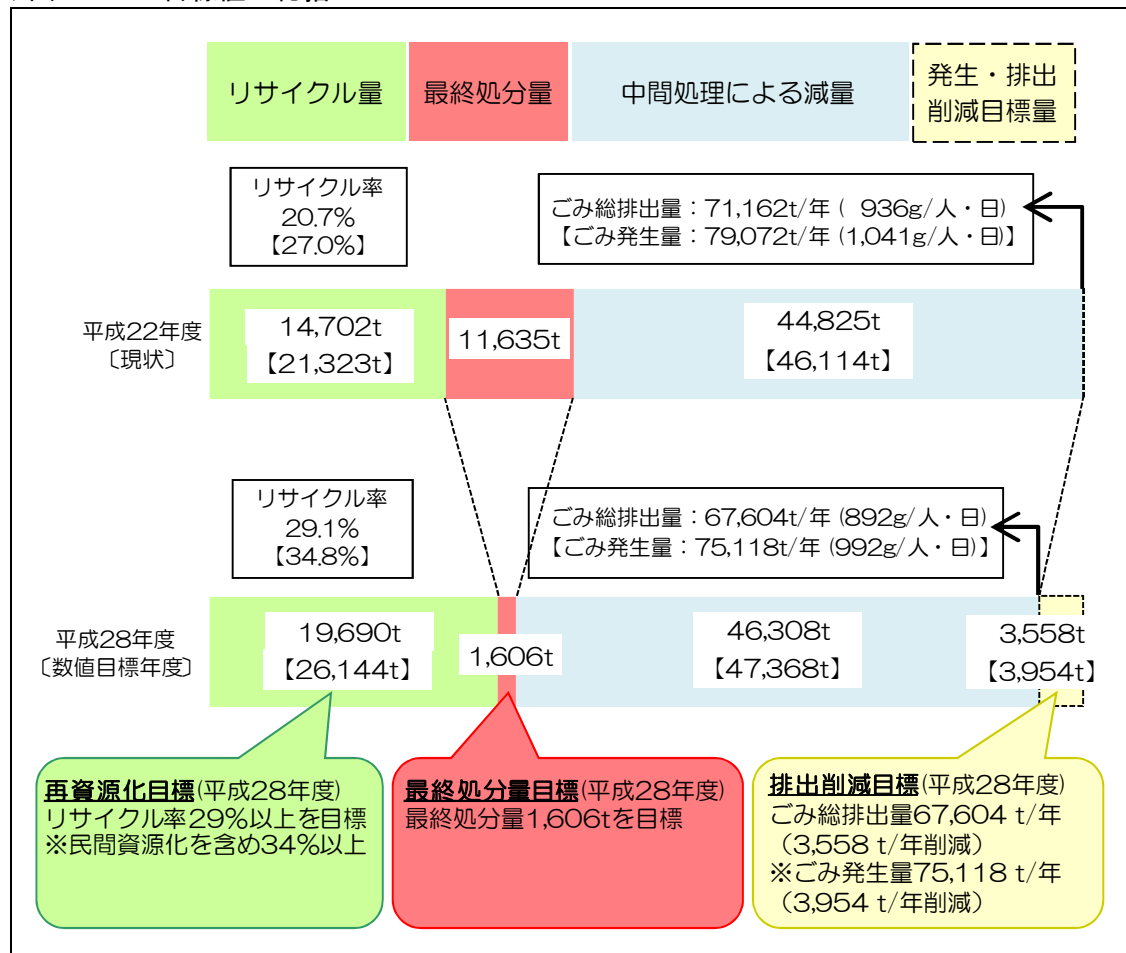
◆図 2-2-5 最終処分量目標



(4) 総 括

目標値を総括すると、図2-2-6に示すとおりとなる。

◆図 2-2-6 目標値の総括



注) リサイクル率 (%) = リサイクル量 ÷ ごみ総排出量 × 100

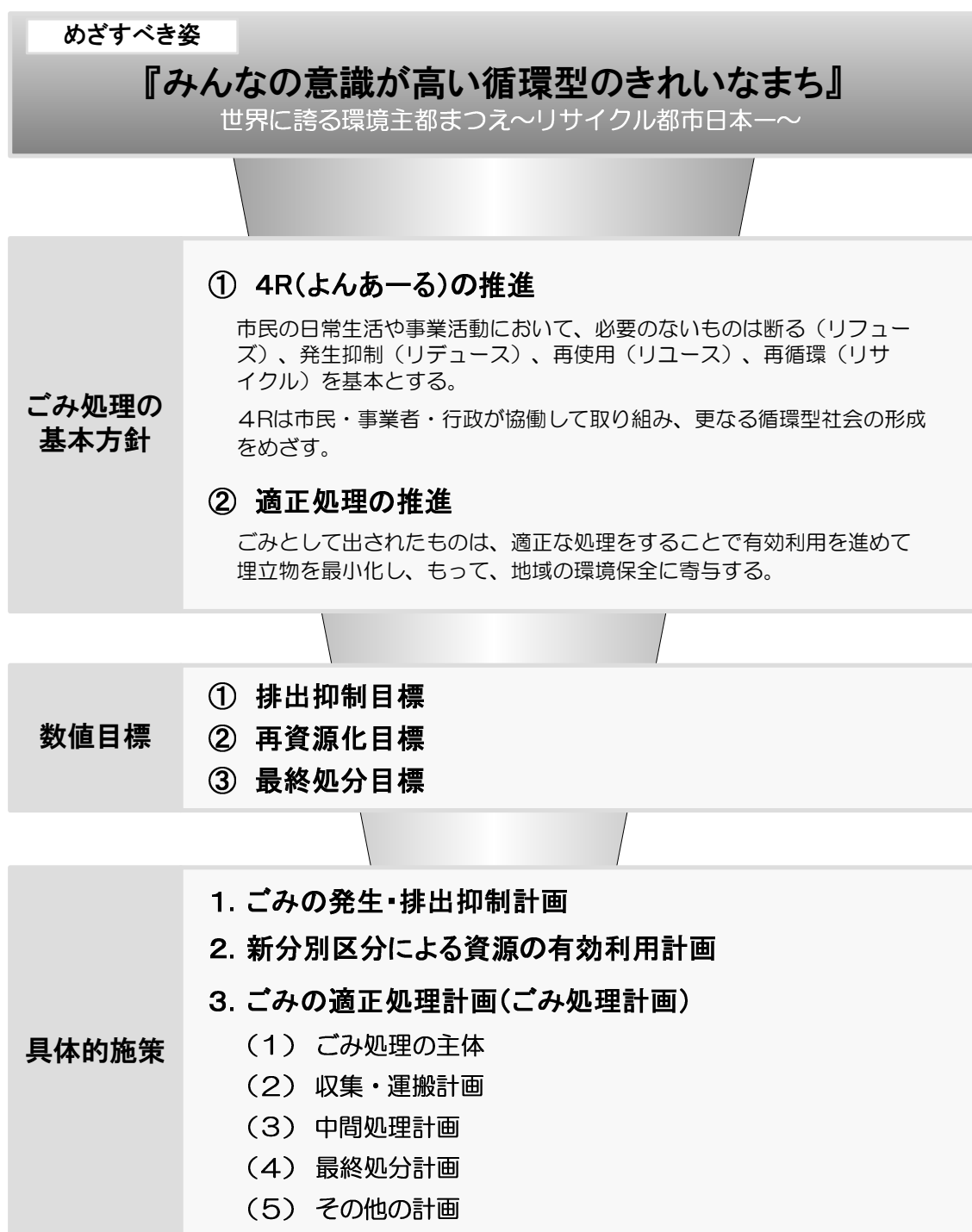
【 】内のリサイクル率は民間資源化量も含めたリサイクル率で、上記の計算式のリサイクル量に民間資源化量を含め、ごみ総排出量をごみ発生量として計算した値である。

第3節 施策の体系

本計画で定めた目標達成に向けて、今後本市においては、「ごみの発生・排出抑制計画」、「新分別区分による資源の有効利用計画」、「ごみの適正処理計画」を中心とした施策を展開していくものとする。

本計画における施策の体系は、表 2-3-1 に示すとおりとなる。

■■表 2-3-1 本計画の施策の体系



第4節 ごみの発生・排出抑制計画

1 基本方針

- ◎ ごみ減量化のため、市民や事業者の意識啓発を行う。
- ◎ マイバック持参を推進する。
- ◎ ごみ問題に率先して取り組むリーダー市民の育成を図る。

2 具体的な施策

施策1 施設を活用した環境教育と意識啓発

川向リサイクルプラザ内の「くりんびーす」において、施設見学を兼ねたリサイクル体験教室の開催や、市民から提供された家具、再生修理した家具などの展示と市民への提供を行う護美の市を開催する。また、「エコショップまつえ」においてもリサイクル体験教室を開催し、体験を通じた環境教育を進める。

また、各ごみ処理施設において、学校や地域からの見学者を受け入れし、ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、市民のごみに対する知識や分別徹底、リサイクルの重要性について理解を深める。

施策2 広報等を活用した情報発信

市民記者が編集を行い、年4回全戸配布している街かど環境情報誌「エコタウンまつえ」により、本市の環境政策を市民目線で分かりやすく発信する。また、市報松江においてもごみに関する情報等を掲載したり、本市のホームページに資源ごみの再生利用に関する情報を掲載したりするなど、広報等を活用した情報発信を行い、分別の徹底やリサイクルについての啓発を行う。

施策3 生ごみ堆肥化モデルプラント

給食センターから発生する生ごみの堆肥化を行うため設置したモデルプラントを活用し、生ごみの減量とリサイクルを行う。また、モデルプラントへの見学・視察を受け入れることにより、市民等の意識啓発を行っていく。

施策4 業務用生ごみ処理機設置補助金

飲食店やホテル・旅館等から排出される事業系生ごみをターゲットとして、生ごみの減量と再利用を目的に、事業者に対して処理機の購入費用またはリース費用に補助を行う。

施策5 **マイバッグの推進**

ごみの減量、CO₂ 排出量の削減を目的に、スーパー等の事業者、市民団体及び行政で構成する「レジ袋削減推進協議会」を設立し、参加店舗においてレジ袋を有料化するとともに、マイバッグ持参運動を実施する。また、収益金を環境団体等に寄付する活動を実施するとともに参加事業者を増やしていくための取り組みを行い、市民のマイバッグ持参の普及を図るものとする。

施策6 **ごみ減量貯金箱**

ごみの減量状況を金額に換算して貯金箱に貯める形で表現し、貯金状況を公民館等で公表する。貯金額と合わせてごみや環境に関する情報も提供し、市民のごみ減量意識を啓発する。

また、貯まった貯金額はより良い環境作り等の事業活動をしている市民や事業者に還元する。

施策7 **ごみ減量等優良事業所認定制度**

本市に拠点を置く企業のうち、環境問題に取り組み、松江圏域の特長を生かした環境ビジネスの創造を目指す企業により「環境を創る企業の会」を設立している。環境を創る企業の会に所属し、ごみの減量・再利用などを積極的に取り組んでいる市内の事業所を『松江市ごみ減量等優良事業所』として認定し、認定証及び認定マークを交付する。

なお、その事業所の取り組み状況などについては、環境街かど情報誌『エコタウンまつえ』などで市民に広く紹介していく。

施策8 **松江市生活環境保全推進員**

市民のなかから生活環境保全推進員を選任し、ごみの出し方等の指導をはじめ、ごみの適正処理やリサイクル、生活排水、環境美化などについて、地域に密着した指導、啓発活動を行い、施策の推進に協力してもらう。

また、市民と行政とのパイプ役や、市民の相談受付など、地域のリーダー的な役割を担っていることから、生活環境保全推進員の育成と支援を行っていく。

第5節 新分別区分による資源の有効利用計画

1 基本方針

- ◎ 新分別区分による分別の啓発を行う。
- ◎ 資源ごみを排出しやすい環境を整備し、リサイクル量の拡大を図る。

2 具体的な施策

施策1 資源ごみ分別の啓発

リサイクル推進を図るため、新分別区分において資源として区分している11種のごみについては、分別を広報・パンフレット紙等で啓発していくものとする。

施策2 リサイクルステーション整備

缶、びん、ペットボトルについては、常設のリサイクルステーションに随時排出することができる。分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、市民が缶、びん、ペットボトルを排出しやすいようリサイクルステーションの増設を進めていく。

施策3 事業系資源（古紙・缶・びん・ペットボトル）の自己搬入無料受付

事業者の分別意識の促進及びリサイクル量の増加を推進するため、事業系ごみのうち古紙及び従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルについては、分別を行ったうえで指定した施設に自己搬入した場合は無料で受け付けを行う。

施策4 割り箸のリサイクル

使用済み割り箸は、製紙会社に引き渡すことで紙の原料とすることができる。使用済み割り箸のリサイクルを行うため、家庭や事業所で発生した使用済み割り箸を本市内数カ所に設置した専用回収容器に持ち込んでもらい無料で回収を行う。

施策5 もやせるごみ処理から発生する資源物のリサイクル

もやせるごみをエコクリーン松江で処理した際に、資源物の一つとしてスラグ及びメタルが発生する。スラグはアスファルトの材料など土木資材等として、メタルは金属の材料等として有効利用することが可能であり、リサイクルの推進と最終処分量の削減のため、これらのリサイクルを行う。

施策6 サーマルリサイクル（もやせるごみの処理時の熱利用）

エコクリーン松江はボイラー及び発電機を有しており、もやせるごみ処理時の熱を利用した発電が可能である。エコクリーン松江の適正な維持管理を行い、引き続き発電等のサーマルリサイクルを行っていく。

第6節 ごみの適正処理計画(ごみ処理計画)

1 ごみ処理の主体

本市管内から排出されたごみの処理段階ごとの処理主体を、表 2-6-1 に示す。

【排出段階】

排出段階における再利用や発生・排出削減については、排出者である市民や事業者が行う。

加えて、適正処理の観点からも排出抑制を推進する必要があるため、排出者への啓発については、本市が行うものとする。

【収集・運搬】

収集運搬は市民との接点でもあることから、現状どおり本市が主体となって行うものとする。

なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、事業者自らの責任により行うものとする。

【処理・処分】

ごみの中間処理、最終処分は、本市（処理業者への委託を含む）が行うものとする。

■■表 2-6-1 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみの種類		排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
							排出段階	処理段階
市 民	ご み	もやせるごみ	市 民	本 市	本 市	本 市	市 民	本 市
		金属ごみ						
		粗大ごみ						
	資 源 ご み	プラスチック製容器 包装						
		紙製容器包装						
		新聞紙						
		雑誌・チラシ類						
		ダンボール						
		紙パック						
		シュレッダー古紙						
		古着						
		缶						
		びん						
		ペットボトル						
事 業 者	ご み	もやせるごみ	事業者	事業者			事業者	
		もやせないごみ						
		粗大ごみ						
	資 源 ご み	古紙類	事業者	事業者	事業者 本 市	事業者 本 市	事業者	事業者 本 市
		缶						
		びん						
		ペットボトル						

2 収集・運搬計画

2-1 収集・運搬に関する目標

- ◎ 収集・運搬システムを統一し、必要な体制を構築することにより、市民サービスを向上する。
- ◎ 分別徹底に関する市民への啓発や事業者指導により、ごみの適正処理を推進する。

2-2 収集・運搬の方法及び量

本市管内から排出される家庭系ごみの収集・運搬は、現行を維持し委託により行う。

なお、事業系ごみについては、事業者自らが施設に搬入するか、あるいは本市の収集許可業者によるものとする。

収集・運搬量の見込みを表 2-6-2 に示す。

目標達成時の平成 28 年度の収集・運搬量は 46,990t/年と見込む。

■■表 2-6-2 収集・運搬量の見込み

ごみ種類	実績値 H22	将来見込み（H28）	
		単純推計値	目標達成時
もやせるごみ	29,281t	33,143t	32,820t
不燃ごみ （金属ごみ）	5,850t	784t	781t
資源ごみ	13,580t	12,837t	12,837t
粗大ごみ	582t	552t	552t
合計	49,293t	47,316t	46,990t

2-3 収集・運搬に関する施策

施策 1 ごみ集積所整備への補助

収集業務の効率化や環境美化の推進を図るため、戸別収集からごみ集積所方式へ移行するよう努めるものとする。そのため、景観に配慮したごみ集積所を設置するため、5 世帯以上が利用するものに対して「松江市ごみ集積施設整備補助金」により助成を行う。

施策 2 一般廃棄物処理業の許可

事業系ごみの収集運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集・運搬状況から行うものとしている。将来の事業系ごみ排出量は、発生・排出削減目標を定め、目標達成に向け業者指導等により削減する見込みとしている。よって、事業系ごみに関する許可は、当面、現状を維持し、新たな許可は行わないものとする。

3 中間処理計画

3-1 中間処理に関する目標

- ◎ エコクリーン松江で処理可能なごみは、溶融処理による減量化及び資源物（スラグ）の有効利用により埋立物を最小化する。
- ◎ 不燃性のごみは、新分別区分の導入に伴うごみ質の変化に応じた処理システムを構築し、適正処理を継続していくものとする。

3-2 中間処理の方法及び量

本市管内から排出される家庭系ごみのうち、もやせるごみについてはエコクリーン松江で処理を行っていく。また、資源ごみについては川向リサイクルプラザ及び西持田リサイクルプラザで処理を行い、金属ごみ及び不燃性の粗大ごみについてはエコステーション松江で破碎・選別処理を行っていく。

事業系ごみのうち、もやせるごみについてはエコクリーン松江で処理を行っていく。また、もやせないごみはエコステーション松江で処理を行い、資源ごみについては川向リサイクルプラザ及び西持田リサイクルプラザで処理を行っていく。なお、事業系の資源化が可能なごみについては、民間のリサイクル施設での処理を推進していくものとする。

松江市の施設で処理が困難なものについては、民間施設への委託により処理を行う。

本市で行う中間処理量の見込みを表 2-6-3 に示す。

目標達成時の平成 28 年度の中間処理量は 67,604t/年と見込む。

■■表 2-6-3 中間処理量の見込み

ごみ種類	実績値 H22	将来見込み（H28）	
		単純推計値	目標達成時
可燃ごみ	46,646t	50,509t	50,015t
不燃ごみ （金属ごみ）	9,569t	3,657t	3,653t
資源ごみ	13,966t	13,300t	13,300t
粗大ごみ	690t	636t	636t
合計	70,871t	68,102t	67,604t

3-3 中間処理に関する施策

施策 1 不燃性ごみの適正処理

平成 23 年度から新分別区分が導入されたことにより、家庭系の金属ごみを処理することになったことから、今後、処理量の変化を確認しながら効率的な処理が行えるよう必要に応じて検討を行っていくものとする。

また、新たな法整備が行われた場合には、適正な処理が行えるよう処理システムの変更を検討していくものとする。

4 最終処分計画

4-1 最終処分に関する目標

- ◎ リサイクルを促進し、もって最終処分量を削減する。
- ◎ 残余容量のある休止施設の活用を図る。
- ◎ 最終処分場の適正な維持管理を行い、地域環境保全を図る。

4-2 最終処分の方法及び量

本市管内から排出されるごみの最終処分は、現状の処分体制を継続し、本市が設置・管理している最終処分場に処分するものとする。具体的には、エコクリーン松江から排出される処理残渣は西持田最終処分場に埋立を行うものとする。また、エコステーション松江、川向リサイクルプラザ、西持田リサイクルプラザから排出される処理残渣はエコクリーン松江で処理し、エコクリーン松江で処理ができない物は、西持田不燃物処理場に埋立を行うものとする。

最終処分量の見込みを表 2-6-4 に示す。

目標達成時の平成 28 年度の最終処分量は 1,606t/年と見込む。

■■表 2-6-4 最終処分量の見込み（重量ベース）

ごみ種類	実績値 H22	将来見込み（H28）	
		単純推計値	目標達成時
直接埋立	1,411t	-	-
焼却灰	5,362t	-	-
処理残渣（不燃性）	4,862t	-	-
溶融飛灰	-	1,621t	1,606t
合計	11,635t	1,621t	1,606t

4-3 最終処分に関する施策

施策 1 埋立対象物の削減

もやせないごみ、金属ごみ及び不燃性粗大ごみは破碎・選別等を行い、処理残渣を減量・減容化し、西持田不燃物処理場の最終処分場への埋立対象物の最小化を図るものとする。

また、エコクリーン松江の稼働によって、西持田最終処分場への埋立対象物はエコクリーン松江の処理残渣のうち溶融飛灰のみとなり、従来よりも埋立物量を大きく削減したところである。しかし、最終処分場の容量は有限であるため、更なる埋立対象物の最小化を推進していくものとする。

施策 2 既存施設の利活用

本市管内に存在する平成 16 年度及び平成 23 年度の合併前の旧市町村の最終処分場は、全て休止または埋立完了している。しかし、休止中の施設は残余容量が残っていることから、処理の効率性、地域の環境保全、災害時の廃棄物受け入れ先確保などを考慮したうえで、有効な活用方法について検討を行っていくものとする。

なお、災害発生時の廃棄物については、美保関不燃物処理場の最終処分場及び穴道不燃物処理場の最終処分場に埋立を行う方針である。

施策 3 最終処分場の適正管理

最終処分場は、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要である。また、埋立終了後も浸出水や埋立物等が廃棄物処理法に基づく廃止基準に達成するまでは維持管理が必要である。

よって、今後も引き続き、法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとする。

5 その他の計画

施策 1 不法投棄対策

不法投棄に対して、環境街かど情報誌「エコタウンまつえ」などを活用して不法投棄をしないよう啓発を図るとともに、不法投棄の多い場所に監視カメラや防止看板を設置するなど投棄の拡大を防ぐ。また、警察や地域住民等と連携したパトロールや、発見した投棄物の迅速な撤去及び適正処理についても実施していく。

施策 2 在宅医療廃棄物対策

家庭から排出される在宅医療廃棄物の中には、特に、医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針などが含まれている可能性がある。

在宅医療廃棄物は、収集ごみに排出された注射針がごみ収集者に刺さる事故が発生したこともあり、事故防止のため安全で適切な廃棄システムを構築する必要がある。

本市においては、自己注射針や自己血糖値測定針など鋭利で危険なものは、ペットボトル等に入れてふたをするなど安全確保の措置を取ることとしたうえで、在宅医療廃棄物は全てもやせるごみとして取り扱い、収集・運搬及び処理は本市が行うものとする。

施策 3 海岸漂着ごみ対策

海岸に漂着し堆積しているごみについて、地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみの回収・清掃作業に対して支援を行う。

施策 4 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物は、多種多様にわたり、大量かつ各地に散在して発生することが多いため、環境衛生上迅速な撤去が求められる。災害発生時には、本市が平成 19 年 3 月に策定している改定版の「松江市地域防災計画」に基づき廃棄物やし尿等の処理を行い、また、被害状況により本市単独での対応が困難と判断できる場合は、県や近隣市町村との連携を図り、適切な処理体制を確保するものとする。

また、東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入に関しては、市民の安心・安全を最大の優先事項とし、慎重に検証を行い判断するものとする。

第 3 章

生活排水処理基本計画

第1節 松江市の水質保全に関する状況

本市管内の中央から東にかけ、行政区域の大部分を占める宍道湖・中海が内水面として存在し、本市の水域の大きな特徴となっている。また、本市の北部は日本海に面し、宍道湖・中海、日本海に複数の小河川が流入している。

宍道湖・中海は湖沼としての環境基準 A 類型が指定されている。また、宍道湖と中海を結ぶ大橋川に流入する 2 つの河川及び宍道湖に直接流入する 2 つの河川に対し、河川の環境基準 AA～D 類型が指定されている。海域については 3 地点で A 類型の指定を受けている。

類型指定水域の環境基準達成状況を表 3-1-1 に示す。

環境基準の達成状況をみると、宍道湖・中海ではいずれの地点においても基準を達成していない。河川については AA 類型の指定がされている忌部川千本貯水池取水口地点を除き、ほぼ環境基準は達成している。また、海域については水質が改善されてきており、近年は概ね基準を達成している状況にある。

■■表 3-1-1 類型指定水域の環境基準達成状況

分類	水域名/環境基準点名	指定類型	項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
河川	朝酌川	ガラガラ橋	B	BOD	○	○	×	○	○	○	○
	山居川	庄司橋	D	BOD	○	○	○	○	○	○	○
	馬橋川	馬橋	C	BOD	○	○	○	○	○	○	○
	忌部川	千本貯水池取水口	AA	BOD	○	×	×	×	×	×	×
		半原橋	A	BOD	○	○	○	○	○	○	○
湖沼	中海	N-1	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-2	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-3	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-4	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-5	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-6	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		N-7	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
	宍道湖	S-1	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		S-2	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		S-3	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		S-4	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
		S-5	A	COD	×	×	×	×	×	×	×
	美保湾	M-1	A	COD	○	×	○	○	○	○	○
		M-2	A	COD	×	×	×	×	○	○	×
海域	北浦海水浴場	IZ-2	A	COD	×	○	×	○	○	○	○
	古浦海水浴場	IZ-3	A	COD	×	×	×	○	○	○	×

資料：「平成22年版島根県環境白書」

※水質汚濁に係る環境基準

【環境基準】

- ・環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

【水質汚濁に係る環境基準値】

- ・水質汚濁に関する指標は、河川域の場合は生物化学的酸素要求量（BOD）、海域及び湖沼域の場合は化学的酸素要求量（COD）である。

第2節 生活排水処理の状況

1 生活排水処理の流れ

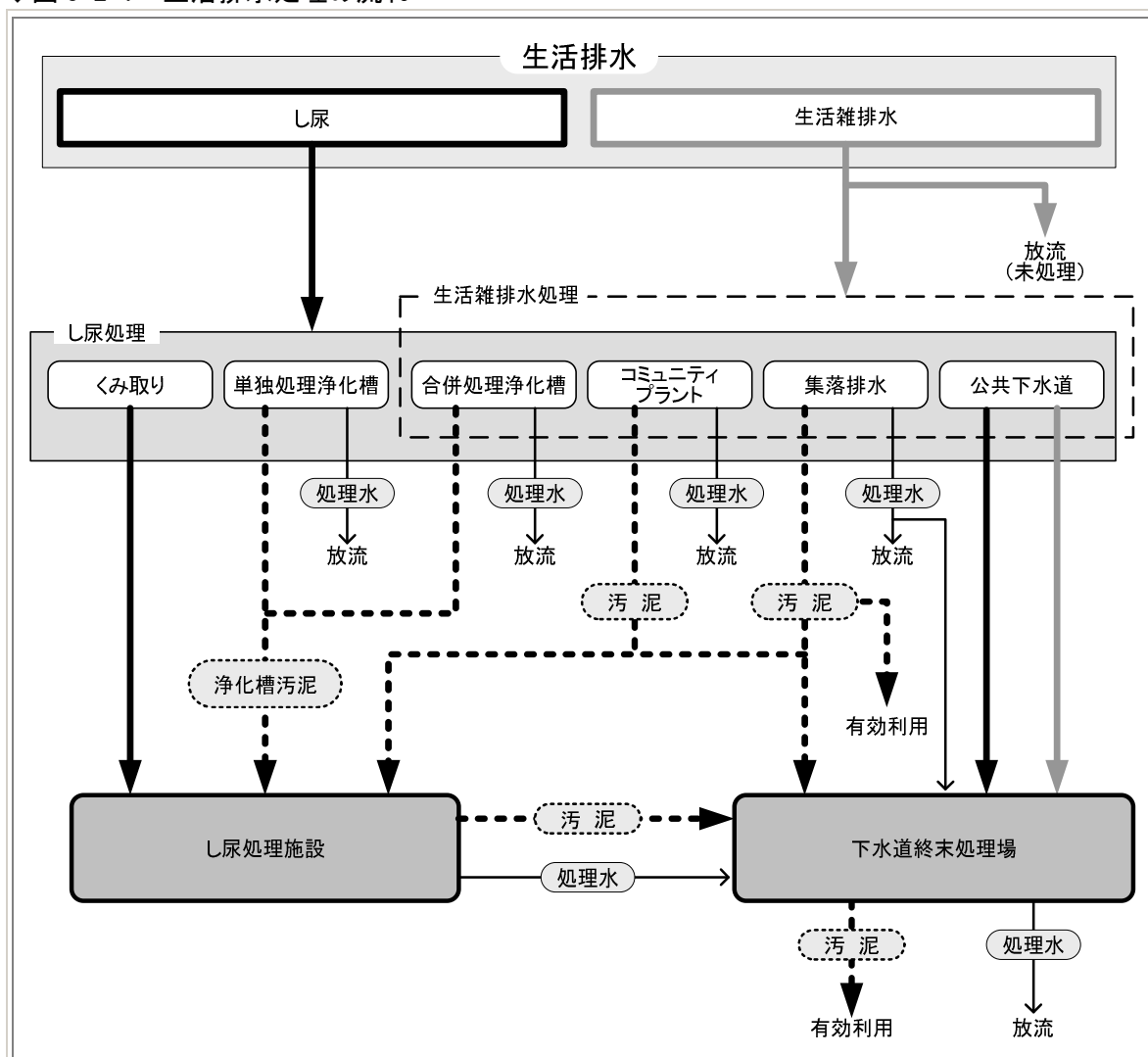
本市の生活排水処理の流れを図3-2-1に示す。

本市では、生活雑排水及びし尿の処理は公共下水道、集落排水処理施設（農業集落排水及び漁業集落排水）、コミュニティ・プラント、浄化槽及びし尿処理施設で行っている。

集落排水処理施設で発生する汚泥は、農地還元等の有効利用している地区及び下水道へ接続している地区を除き、本市のし尿処理施設である川向クリーンセンターに搬入している。川向クリーンセンターの処理工程で発生する余剰汚泥及び処理後の処理水は公共下水道の終末処理場に移送し、公共下水道終末処理場の処理工程で発生する汚泥は農地還元等により有効利用されている。

なお、宍道地区から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については雲南広域連合の雲南クリーンセンターにて処理を行っている。

◆図3-2-1 生活排水処理の流れ



2 生活雑排水処理の状況

本市の生活排水処理人口の推移を表 3-2-1 及び図 3-2-2 に示す。

集落排水、コミュニティ・プラントによる生活排水処理人口は概ね横ばいで推移しているが、公共下水道人口は下水道施設の普及と接続により増加傾向にある。平成 22 年度末における生活排水処理人口は 184,381 人で、生活排水処理率は 88.6%となっている。

■■表 3-2-1 生活排水処理人口の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22
行政区域内人口	[人] 208,617	208,525	207,106	208,511	208,197
計画処理区域内人口	[人] 208,617	208,525	207,106	208,511	208,197
非水洗化人口	[人] 26,689	23,162	20,852	16,107	9,294
計画収集人口	[人] 25,597	22,173	20,043	15,581	9,084
自家処理人口	[人] 1,092	989	809	526	210
水洗化人口	[人] 181,928	185,363	186,254	192,404	198,903
公共下水道人口	[人] 130,984	141,425	142,735	147,402	148,909
合併処理浄化槽人口	[人] 9,082	8,871	8,098	6,528	6,587
コミュニティ・プラント人口	[人] 1,662	1,639	1,677	1,638	1,609
集落排水処理人口	[人] 27,014	26,651	26,708	27,126	27,276
農集人口	[人] 20,848	20,543	20,681	21,022	20,976
漁集人口	[人] 6,166	6,108	6,027	6,104	6,300
単独処理浄化槽人口	[人] 13,090	6,777	7,036	9,710	14,522
生活排水処理人口	[人] 168,838	178,586	179,218	182,694	184,381
生活排水処理率	80.9%	85.6%	86.5%	87.6%	88.6%

注 1) 行政区域内人口：各年10月1日の住民基本台帳登録人口に外国人人口を加えた人口

合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水処理人口：各年3月31日の住民基本台帳登録人口

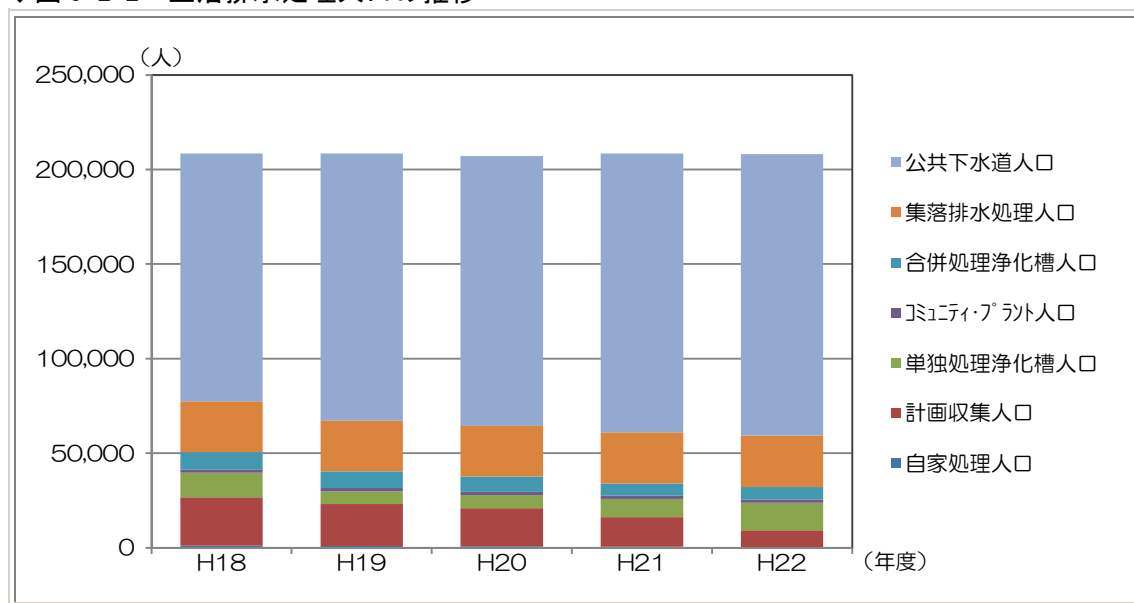
公共下水道人口：各年3月31日の住民基本台帳登録人口に外国人及び10/1～3/31間の人口動態を加えた人口
※外国人の居住及び人口動態は公共下水道が整備されている都市部に集中していると想定したもの。

計画収集人口、自家処理、単独処理浄化槽人口：生活排水処理人口以外の人口を按分した推定人口

生活排水処理人口：公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水処理人口の合計

注 2) 生活排水処理率 (%) = 生活排水処理人口 ÷ 行政区域内人口 × 100

◆図 3-2-2 生活排水処理人口の推移



3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市管内から排出されるし尿等の実績を表 3-2-2 及び図 3-2-3 に示す。

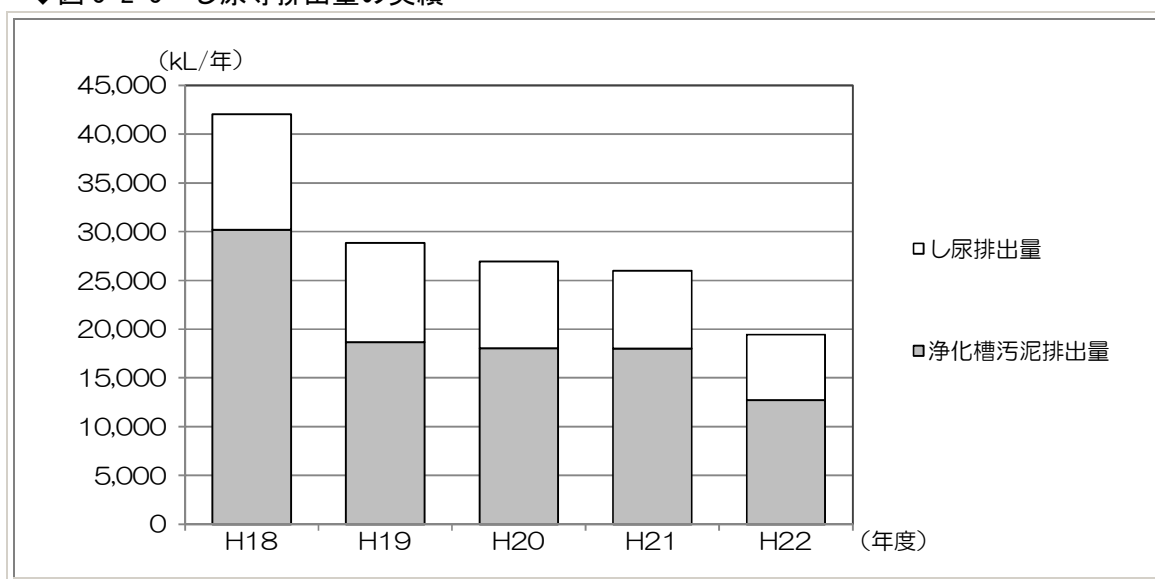
平成 22 年度のし尿排出量は 6,725 kL/年、浄化槽汚泥排出量は 12,726 kL/年である。

近年では、公共下水道の普及が進み多くの市民が接続してきたことにより、し尿及び浄化槽汚泥の排出量はともに減少している。し尿及び浄化槽汚泥の総排出量のうち、し尿の占める割合は概ね 30%程度であり、し尿の排出量よりも浄化槽汚泥の排出量が大きく上回っている。

■■表 3-2-2 し尿等排出量の実績

年度		H18	H19	H20	H21	H22
し尿	年間排出量 [kL/年度]	11,823	10,202	8,902	7,977	6,725
	一日排出量 [kL/日]	32.51	27.94	24.45	21.81	18.44
	原単位 [L/人/日]	1.27	1.26	1.22	1.40	2.03
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	30,207	18,664	18,041	18,015	12,726
	一日排出量 [kL/日]	82.88	51.20	49.41	49.45	34.80
	原単位 [L/人/日]	1.68	1.21	1.18	1.14	0.72
合計	年間排出量 [kL/年度]	42,030	28,866	26,943	25,992	19,451
	一日排出量 [kL/日]	115.39	79.14	73.86	71.26	53.24
	原単位 [L/人/日]	1.54	1.23	1.19	1.21	0.93
割合 (一日量)	し尿	28.2%	35.3%	33.1%	30.6%	34.6%
	合併処理浄化槽汚泥	71.8%	64.7%	66.9%	69.4%	65.4%

◆図 3-2-3 し尿等排出量の実績



4 生活排水処理に関する課題

①生活排水処理について

本市管内の水環境保全のため、生活排水処理をより一層進めていくことが必要である。公共下水道や集落排水等の生活排水の集合処理施設の整備は概ね完了していることから、これらの施設への接続を速やかに行うよう市民に呼びかけを行い、生活排水処理率の向上を図っていくことが必要である。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り換えについても啓発を行っていく必要がある。

②し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について

生活排水処理施設の整備が完了するまでは、一定量のし尿及び浄化槽汚泥が発生する。また、整備完了後も、合併処理浄化槽から浄化槽汚泥が発生することとなる。そのため、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うことが必要である。

また、本市管内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、今後、公共下水道の整備や集合処理施設への接続により収集量が減少することが予想される。そのため、今後の排出動向も踏まえた収集・運搬体制を維持していくことが必要である。

③中間処理について

し尿処理施設においては、搬入量やし尿と浄化槽汚泥の割合など、処理対象物の性状変化に対応しつつ適正な中間処理を行っていくことが必要である。

④資源化・最終処分

本市では、し尿処理施設で発生する余剰汚泥を下水道終末処理場へ移送しており、下水道終末処理場の汚泥は農地還元等により有効利用されている。下水道終末処理場への汚泥移送は困難となることが見込まれているため、下水道終末処理場への移送に替わる汚泥の処理方法を検討しておくことが必要である。

第3節 生活排水処理計画

1 基本理念・目標

本市では、近年の計画的な生活排水処理施設の整備により家庭からの生活雑排水の処理に対応してきたが、未だ未処理のまま公共用水域に排出されている生活排水もある。未処理のまま排出される生活排水への対策は、宍道湖・中海等の本市の水環境改善へ向けた課題のひとつとなっている。こうした状況から、生活排水の適正処理を更に推進していく必要性がある。

本市では昭和 47 年度から公共下水道の整備に着手し、その後の集落排水事業への着手もあり、平成 25 年度には汚水処理人口普及率が概ね 100%に達する見込みである。しかしながら、生活排水処理施設の整備が完了したにもかかわらず接続を行わない市民も存在し、生活雑排水が処理されないケースもある。そのため、市民へ生活排水処理への知識向上や生活排水処理施設への接続に向けた啓発及び指導を進め、計画目標年度において生活排水の処理率を概ね 95%とすることをめざすものとする。

2 基本方針

生活排水処理の目標達成に向けて整備済み生活排水処理施設への接続の推進に重点を置き、生活排水処理の基本方針は次に示すとおりとする。

生活排水処理に関する基本方針

- ① 公共下水道や集落排水などの集合処理施設が整備された地域においては、速やかに接続するよう市民に呼びかけ、生活排水処理率の向上に努める。
- ② 家屋が点在する地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り換えや合併処理浄化槽の新規設置を推奨し、市民等からの申請があれば公設浄化槽（市町村設置型）のによる整備を進める。
- ③ 整備計画に見込んでいない開発があった場合は、開発規模に応じて小型合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の集合処理施設整備、又は条件によって既存の公共下水道、集落排水への接続を検討し、適切な方法で整備を進めるものとする。
- ④ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理体制を構築する。

3 生活排水処理の数値目標

本計画の基本理念、目標を達成するため、平成 33 年度における数値目標は、生活排水を処理する人口は 196,500 人以上、生活排水の処理率は概ね 95%とする。

■■表 3-3-1 生活排水の処理の目標

	現 状 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 33 年度)
生活排水処理率	88.6%	概ね 95%

■■表 3-3-2 人口の内訳

	現 状 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 33 年度)
行政区域内人口	208,167 人	207,055 人
生活排水処理人口	184,381 人	196,500 人以上

第4節 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、表 3-4-1 に示すとおりである。また、生活排水の計画処理区域は、本市管内全域とする。

■■表 3-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市及び島根県
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本 市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個 人 等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (集落排水汚泥を含む)	本 市

注1) 単独処理浄化槽については、既設分とする。

注2) 平成 27 年 3 月までは旧穴道町の地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は雲南広域連合を処理主体として処理を行う。

第5節 生活排水の処理計画

1 生活排水処理人口の将来見込み

本市管内の生活排水処理形態別人口の推計結果は、表 3-5-1、図 3-5-1 のとおりである。

公共下水道人口及び集落排水人口は、施設への接続を推進することにより増加する見込みである。非水洗化人口（計画収集人口、自家処理人口）及び合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口は、行政区域内人口の減少及び公共下水道、集落排水への接続等により減少する見込みである。平成 33 年度の生活排水処理人口は 196,528 人と見込まれる。

■■表 3-5-1 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

年度	実績		推計→			
		H22	H23	H24	H28	H33
行政区域内人口	[人]	208,197	208,093	207,989	207,573	207,055
非水洗化人口	[人]	9,294	8,390	7,703	5,623	4,058
計画収集人口	[人]	9,084	8,250	7,633	5,623	4,058
自家処理人口	[人]	210	140	70		
水洗化人口	[人]	198,903	199,703	200,286	201,950	202,998
公共下水道人口	[人]	148,909	151,392	153,074	158,005	162,093
合併処理浄化槽人口	[人]	6,587	5,971	5,525	4,070	2,937
コミュニティ・プラント人口	[人]	1,609	1,471	1,361	1,003	724
集落排水処理人口	[人]	27,276	27,715	28,155	29,906	30,774
農集人口	[人]	20,976	21,332	21,687	23,105	23,775
漁集人口	[人]	6,300	6,383	6,468	6,801	6,999
単独処理浄化槽人口	[人]	14,522	13,154	12,171	8,966	6,470
生活排水処理人口	[人]	184,381	186,549	188,115	192,984	196,528
生活排水処理率		88.6%	89.6%	90.4%	93.0%	94.9%

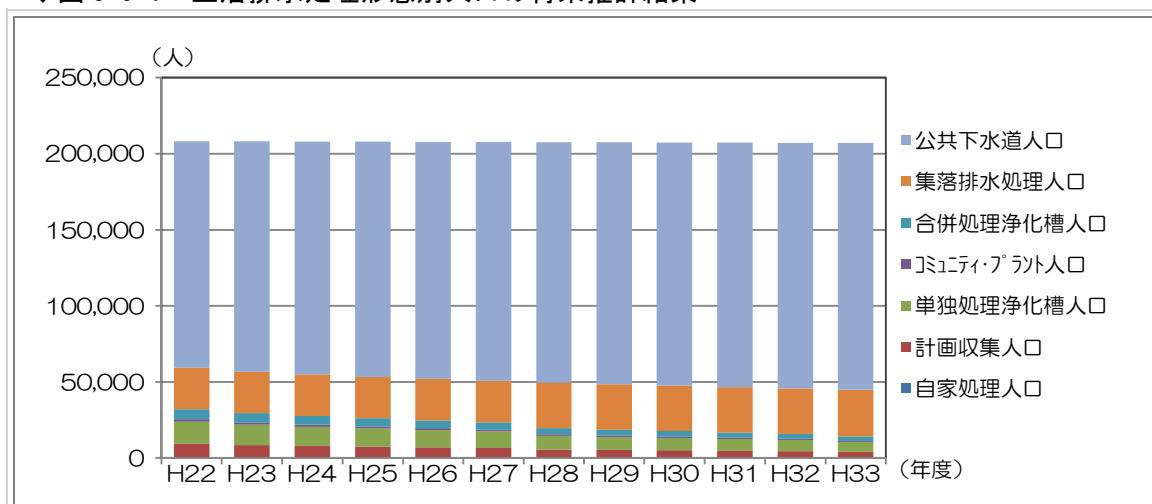
注 1）行政区域内人口を各10月1日の住民基本台帳登録人口に外国人人口を加えた人口として推計したものである。
 なお、非水洗化人口及び単独浄化槽人口以外は3月末の住民基本台帳登録人口を前提とした人口であるため、外国人及び10/1～3/31間の人口動態は設定により公共下水道人口に含まれるものとしている。

注 2）将来人口は実績値の推移や現状の処理体制、下水道計画などを基に、人口減少や集合処理施設への接続の推進等を踏まえた設定により推計しており、将来の下水道計画や処理体制に変更があれば見直しが必要である。

注 3）生活排水処理率（％）＝生活排水処理人口 ÷ 行政区域内人口 × 100

生活排水処理人口：公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水処理人口の合計

◆図 3-5-1 生活排水処理形態別人口の将来推計結果



2 生活排水の処理計画

生活排水処理に関する基本方針に従い、人口密集地域については公共下水道、集落排水等の集合処理施設により生活排水処理を行うものとし、市民に速やかに接続するよう呼びかけを行う。

また、集合処理施設の整備地域以外の地域については、公設浄化槽の設置または公設浄化槽以外の合併処理浄化槽の整備指導を行い、この地域の家屋から排出される生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う。

3 生活排水処理施設の整備

本市における生活排水処理施設整備事業の概要を表 3-5-2 に示す。

本市管内における集合処理施設の整備は概ね終了している。今後は公共下水道の一部で整備を行うほか、必要に応じてコミュニティ・プラントの整備について検討を行う。また、合併処理浄化槽については公設浄化槽の整備も行うものとする。

なお、集落排水において、経済性や処理効率等の観点から公共下水道で処理を行うことが有効であると判断された場合は、公共下水道への接続を行うものとする。

■■表 3-5-2 生活排水処理施設の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

事業種別	計画処理区域	処理対象人口	整備区分
公共下水道	【流域関連公共下水道】： 穴道湖流域下水道東部処理区 穴道湖流域下水道西武処理区 【特定環境保全公共下水道】： 恵曇処理区、佐波処理区、千酌処理区、七類処理区、 森山処理区、江島処理区、遅江処理区、馬渡処理区	146,852 人	継続整備
農業集落排水	【松江 8 地区】：忌部、古江、長江、秋鹿、本庄、大井、 生馬、大野 【鹿島 5 地区】：本郷、一矢、宮内、講武北、講武南 【島根 3 地区】：野波、大芦、加賀別所 【美保関 2 地区】：万原・下宇部尾、菅浦 【穴道 5 地区】：弘長寺、鏡、穴道中央、南城、中來待 【八束 4 地区】：入江、二子、寺津・亀尻、波入 【東出雲 3 地区】：須田、意東、今宮・春日	24,394 人	整備完了
漁業集落排水	【松江 1 地区】：魚瀬 【鹿島 3 地区】：片匂、御津、手結 【島根 6 地区】：野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀 【美保関 10 地区】：稻積・北浦、片江、美保関、笠浦、 福浦、笹子、惣津、雲津、諸喰、法田	7,181 人	整備完了
コミュニティ・プラント	朝日が丘	1,609 人	整備完了
合併処理浄化槽整備	集合処理施設で処理可能な区域を除く全域	—	継続整備

第6節 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿及び汚泥の将来見込み量

本市管内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果は表 3-6-1、図 3-6-1 に示すとおりである。

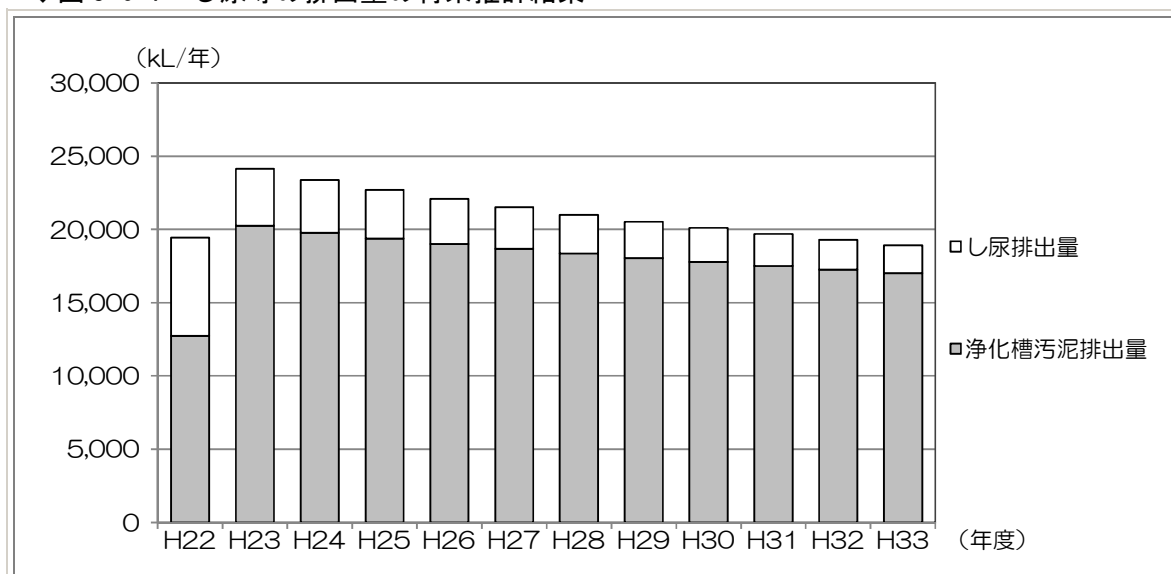
し尿の排出量は、人口の減少、公共下水道・集落排水等への接続や合併処理浄化槽の設置に伴い減少する見込みである。また、浄化槽汚泥の排出量は、合併処理浄化槽の設置や切り換え、集落排水への接続など増加する要因はあるものの、人口の減少や公共下水道への接続による減少もあり、全体としては減少する見込みである。

平成 33 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、それぞれ 1,909 kL/年、17,016 kL/年と見込まれる。

■■表 3-6-1 し尿等の排出量の将来推計結果

		実績	推計→				計画目標年度
年度		H22	H23	H24	H28	H33	
し尿	年間排出量 [kL/年度]	6,725	3,884	3,595	2,646	1,909	
	一日排出量 [kL/日]	18.44	10.64	9.85	7.25	5.23	
	原単位 [L/人/日]	2.03	1.29	1.29	1.29	1.29	
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	12,726	20,265	19,787	18,356	17,016	
	一日排出量 [kL/日]	34.80	55.52	54.21	50.29	46.62	
	原単位 [L/人/日]	0.72	1.19	1.19	1.19	1.19	
合計	年間排出量 [kL/年度]	19,451	24,149	23,382	21,002	18,925	
	一日排出量 [kL/日]	53.24	66.16	64.06	57.54	51.85	
	原単位 [L/人/日]	0.93	1.21	1.20	1.20	1.20	
割合 (一日量)	し尿	34.6%	16.1%	15.4%	12.6%	10.1%	
	合併処理浄化槽汚泥	65.4%	83.9%	84.6%	87.4%	89.9%	

◆図 3-6-1 し尿等の排出量の将来推計結果



2 排出抑制計画

浄化槽は浄化槽法の規定により定期的に清掃し、清掃時に汚泥の引き抜きを行う必要がある。適正な引き抜きが行われない場合、浄化槽汚泥量の過剰な発生へ繋がることとなる。そのため、市民への啓発や本市が許可する浄化槽清掃業者への指導により適正な清掃がなされるよう努め、過剰な浄化槽汚泥の発生を抑制する。

3 再資源化計画

し尿処理施設で発生する余剰汚泥については、下水道終末処理場を経由した後、農地還元等の有効利用を継続していく。また、下水道終末処理場への移送が困難となった際にはエコクリーン松江で余剰汚泥を処理することとなるが、循環型社会の形成及び CO₂ 排出量削減の観点から、本市の地域特性に応じた有効利用を行う手法を検討していくものとする。

4 収集・運搬計画

収集・運搬体制については今後も現状の体制を維持するものとし、し尿の収集・運搬については本市の委託業者により行い、浄化槽汚泥の収集・運搬については本市が許可する許可業者により行うものとする。ただし、宍道地区から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、平成 27 年 3 月までは雲南広域連合の許可業者により収集・運搬を行い、平成 27 年 4 月以降は本市の委託業者及び許可する許可業者により行うものとする。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は減少していくことが予想されるため、計画的な収集作業及びし尿処理施設での受入体制と連携した搬入を行い、安定的かつ円滑な中間処理が行えるよう、委託業者及び許可業者へ指導していくものとする。

5 中間処理・処分計画

公衆衛生の見地から今後とし尿は計画的なくみ取り、浄化槽汚泥は適正な引き抜きを行い、し尿処理施設での適正処理を継続する。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣は、エコクリーン松江において溶融による衛生処理を行う。

なお、宍道地区から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、平成 27 年 3 月まで雲南広域連合により処理・処分を行い、平成 27 年 4 月以降は本市で処理を行うものとする。

6 その他の計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分に関しては、公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の計画やその他の関連計画との整合を図りつつ、計画的に行っていくものとする。